

平成 2 6 年 第 5 回

芦北町議会 9 月 定例会 会議録

開会 平成 2 6 年 9 月 8 日

閉会 平成 2 6 年 9 月 1 9 日



熊本県 芦北町議会

平成26年第5回芦北町議会定例会会期日程

月 日	曜日	日 程
9・8	月	本会議（開 会） 諸報告 議長諸般の報告 行政報告 町長の提案理由説明 議案審議 議案・請願の委員会付託 委員会審査 【平成25年度芦北町一般会計決算（歳入）の連合審査会】
9	火	本会議 請願審議 一般質問
10	水	委員会審査 総 務（企画財政課、税務課、議会事務局） 文教厚生（生涯学習課、住民生活課）
11	木	委員会審査 建設経済（現地調査、建設課、上下水道課） 文教厚生（福祉課、教育課）
12	金	委員会審査 総 務（田浦基幹支所、総務課） 建設経済（商工観光課、農業委員会事務局、農林水産課）
13	土	休 日
14	日	休 日
15	月	祝 日（敬老の日）
16	火	休 会（議事整理）
17	水	休 会（議事整理）
18	木	休 会（議事整理）
19	金	本会議（最終日） 議案審議（委員長報告） 閉会中の継続審査・調査の申出 （閉 会）

目 次

第1号（9月8日）	頁
1 議事日程……………	3
2 出席議員氏名……………	4
3 欠席議員氏名……………	5
4 説明のため出席した者の職氏名……………	5
5 事務局職員出席者……………	5
6 開会 開議……………	11
日程第1 会議録署名議員の指名……………	11
日程第2 会期の決定について……………	11
日程第3 諸報告……………	11
議長諸般の報告	
行政報告	
日程第4 町長の提案理由説明……………	11
日程第5 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて……………	12
平成26年度芦北町一般会計補正予算（第3号）	
日程第6 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて……………	13
水俣芦北広域行政事務組合の事務所の位置の変更	
及び規約の一部変更について	
日程第7 報告第7号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について……	14
日程第8 報告第8号 芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況	
の点検及び評価結果の報告について……………	16
（一括議題＝日程第9から日程第18まで）	
日程第9 認定第1号 平成25年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定	
について……………	17
日程第10 認定第2号 平成25年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳	
入歳出決算の認定について……………	17
日程第11 認定第3号 平成25年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳	
出決算の認定について……………	17
日程第12 認定第4号 平成25年度芦北町簡易水道事業特別会計歳入歳	
出決算の認定について……………	17
日程第13 認定第5号 平成25年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳	
入歳出決算の認定について……………	17

日程第14	認定第6号	平成25年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	17
日程第15	認定第7号	平成25年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	17
日程第16	認定第8号	平成25年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	17
日程第17	認定第9号	平成25年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	17
日程第18	議案第46号	平成25年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について……………	17
日程第19	議案第47号	平成26年度芦北町一般会計補正予算（第4号）……	22
日程第20	議案第48号	平成26年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）……………	25
日程第21	議案第49号	平成26年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）……………	26
日程第22	議案第50号	平成26年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第1号）……………	28
(一括議題＝日程第23から日程第25まで)			
日程第23	議案第51号	芦北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について……………	29
日程第24	議案第52号	芦北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について……	29
日程第25	議案第53号	芦北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について……………	29
日程第26	議案第54号	芦北町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について……………	30
日程第27	議案第55号	芦北町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について……………	30
日程第28	議案第56号	芦北町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について……………	31
日程第29	請願第1号	「農協改革」に関する請願について……………	34
7	散 会	……………	34

第2号（9月9日）

1	議事日程	37
2	出席議員氏名	37
3	欠席議員氏名	37
4	説明のため出席した者の職氏名	37
5	事務局職員出席者	38
6	開 議	44
	日程第1 請願第1号 「農協改革」に関する請願について	44
	日程第2 一般質問	46
	(1) 宮内道則議員第1回目一般質問	47
	○竹崎町長答弁	47
	○早川総務課長答弁	48
	○竹浦教育長答弁	48
	(2) 宮内道則議員第2回目一般質問	48
	○早川総務課長答弁	48
	(3) 宮内道則議員第3回目一般質問	48
	○早川総務課長答弁	49
	(4) 宮内道則議員第4回目一般質問	49
	○本山教育課長答弁	49
	(5) 宮内道則議員第5回目一般質問	50
	○本山教育課長答弁	50
	(6) 宮内道則議員第6回目一般質問	50
	○早川総務課長答弁	50
	(7) 宮内道則議員第7回目一般質問	50
	(1) 川尻成美議員第1回目一般質問	51
	○竹崎町長答弁	52
	○楠原住民生活課長答弁	52
	○澁谷教育委員長答弁	53
	○竹浦教育長答弁	54
	○本山教育課長答弁	54
	(2) 川尻成美議員第2回目一般質問	54
	○竹崎町長答弁	55
	○楠原住民生活課長答弁	56
	(3) 川尻成美議員第3回目一般質問	56

○宮下福祉課長答弁	57
(4) 川尻成美議員第4回目一般質問	57
○楠原住民生活課長答弁	58
○宮下福祉課長答弁	58
(5) 川尻成美議員第5回目一般質問	58
○竹浦教育長答弁	58
(6) 川尻成美議員第6回目一般質問	58
○澁谷教育委員長答弁	59
(7) 川尻成美議員第7回目一般質問	59
○竹浦教育長答弁	60
(8) 川尻成美議員第8回目一般質問	61
(1) 平松洋一議員第1回目一般質問	61
○竹崎町長答弁	62
○宮下福祉課長答弁	63
○寺川企画財政課長答弁	63
(2) 平松洋一議員第2回目一般質問	64
○竹崎町長答弁	65
(3) 平松洋一議員第3回目一般質問	65
○竹崎町長答弁	66
(4) 平松洋一議員第4回目一般質問	66
○竹崎町長答弁	67
(5) 平松洋一議員第5回目一般質問	67
○竹崎町長答弁	67
(6) 平松洋一議員第6回目一般質問	67
○竹崎町長答弁	69
(7) 平松洋一議員第7回目一般質問	69
○竹崎町長答弁	69
(8) 平松洋一議員第8回目一般質問	70
○竹崎町長答弁	71
(9) 平松洋一議員第9回目一般質問	71
(1) 坂本登議員第1回目一般質問	72
○竹崎町長答弁	73
○早川総務課長答弁	74
○柳田農林水産課長答弁	74

○寺川企画財政課長答弁	74
○鶴山農業委員会事務局長答弁	75
(2) 坂本登議員第2回目一般質問	75
○早川総務課長答弁	76
(3) 坂本登議員第3回目一般質問	76
○竹崎町長答弁	77
(4) 坂本登議員第4回目一般質問	77
○柳田農林水産課長答弁	77
(5) 坂本登議員第5回目一般質問	77
○竹崎町長答弁	78
(6) 坂本登議員第6回目一般質問	78
○早川総務課長答弁	78
(7) 坂本登議員第7回目一般質問	78
○早川総務課長答弁	79
(8) 坂本登議員第8回目一般質問	79
○早川総務課長答弁	79
(9) 坂本登議員第9回目一般質問	80
○早川総務課長答弁	80
(10) 坂本登議員第10回目一般質問	80
○竹崎町長答弁	81
(11) 坂本登議員第11回目一般質問	82
7 散 会	82

第3号(9月19日)

1 議事日程	85
2 出席議員氏名	86
3 欠席議員氏名	86
4 説明のため出席した者の職氏名	86
5 事務局職員出席者	87
6 開 議	88
(一括議題＝日程第1から日程第10まで)	
日程第1 認定第1号 平成25年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について	88
日程第2 認定第2号 平成25年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入	

		歳出決算の認定について……………	88
日程第3	認定第3号	平成25年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出 決算の認定について……………	88
日程第4	認定第4号	平成25年度芦北町簡易水道事業特別会計歳入歳出 決算の認定について……………	88
日程第5	認定第5号	平成25年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入 歳出決算の認定について……………	88
日程第6	認定第6号	平成25年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入 歳出決算の認定について……………	88
日程第7	認定第7号	平成25年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決 算の認定について……………	88
日程第8	認定第8号	平成25年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入 歳出決算の認定について……………	88
日程第9	認定第9号	平成25年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳 入歳出決算の認定について……………	88
日程第10	議案第46号	平成25年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決 算の認定について……………	89
日程第11	議案第51号	芦北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基 準を定める条例の制定について……………	111
日程第12	議案第52号	芦北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の運営に関する基準を定める条例の制定について……	112
日程第13	議案第53号	芦北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関 する基準を定める条例の制定について……………	112
日程第14	発議第2号	「農協改革」に関する意見書案について……………	113
日程第15	請願第2号	消費税10%への引き上げ中止を求める意見書提出 を求める請願について……………	114
日程第16	議員派遣の件……………		114
		(一括議題＝日程第17から日程第20まで)	
日程第17	総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出……………		114
日程第18	建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出……………		114
日程第19	文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出……………		114
日程第20	議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申出……………		114
日程第21	総務常任委員会の閉会中の継続審査の申出……………		115
7	閉 会……………		115

平成26年第5回芦北町議会定例会議事日程（第1号）

平成26年9月8日

午前10時 開 会
於 議 場

1 議事日程

開会宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸報告

議長諸般の報告

行政報告

日程第 4 町長の提案理由説明

日程第 5 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて
平成26年度芦北町一般会計補正予算（第3号）

日程第 6 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて
水俣芦北広域行政事務組合の事務所の位置の変更及び規約の一部変更について

日程第 7 報告第 7号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程第 8 報告第 8号 芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告について

（一括議題＝日程第9から日程第18まで）

日程第 9 認定第 1号 平成25年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第10 認定第 2号 平成25年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第11 認定第 3号 平成25年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 認定第 4号 平成25年度芦北町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第13 認定第 5号 平成25年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第14 認定第 6号 平成25年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 15 認定第 7 号 平成 25 年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 16 認定第 8 号 平成 25 年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 17 認定第 9 号 平成 25 年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 18 議案第 46 号 平成 25 年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第 19 議案第 47 号 平成 26 年度芦北町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 20 議案第 48 号 平成 26 年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 21 議案第 49 号 平成 26 年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 22 議案第 50 号 平成 26 年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）
- （一括議題＝日程第 23 から日程第 25 まで）
- 日程第 23 議案第 51 号 芦北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 24 議案第 52 号 芦北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 25 議案第 53 号 芦北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 26 議案第 54 号 芦北町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 27 議案第 55 号 芦北町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 28 議案第 56 号 芦北町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 29 請願第 1 号 「農協改革」に関する請願について
（散 会）

2 出席議員（16 人）

1 番 荒 川 知 章 君
3 番 宮 内 道 則 君

2 番 坂 本 登 君
4 番 寺 本 順 一 君

5番 古村逸男君
 7番 草野安道君
 9番 元山秀志君
 11番 平松洋一君
 13番 藤井公明君
 15番 水口宣之君

6番 白坂康浩君
 8番 前田徹一君
 10番 宮尾秀行君
 12番 川尻成美君
 14番 岡部恵美子君
 16番 寺本修一君

3 欠席議員（0人）

4 説明のため出席した者の職氏名（18人）

町長	竹崎一成君	副町長	藤崎正司君
教育委員長	澁谷百鍊君	教育長	竹浦裕道君
総務課長	早川純一君	企画財政課長	寺川健一君
税務課長	江上繁君	住民生活課長	楠原清照君
福祉課長	宮下祐一君	農林水産課長	柳田豊彦君
商工観光課長	園川民夫君	建設課長	山元信作君
上下水道課長	坂口俊司君	会計管理者兼 会計室長	一丸喜八郎君
田浦基幹支所長	野口博司君	教育課長	本山昭君
生涯学習課長	藤井哲郎君	農業委員会 事務局長	鶴山秀生君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長	下田研君	次長(課長補佐)	福田貴司君
--------	------	----------	-------

議長諸般の報告

- 1 例月現金出納検査結果報告書（別紙のとおり）
- 2 芦北地域振興推進協議会役員会
期 日 平成26年7月2日（水）
場 所 水俣芦北広域行政事務組合
内 容 平成25年度芦北地域振興推進協議会事業報告ほか
- 3 川辺川ダム建設促進協議会定期総会・三期成会合同定期総会
期 日 平成26年7月4日（金）
場 所 あゆの里（人吉市）
- 4 南九州西回り自動車道の早期実現に関する前期要望活動
期 日 平成26年7月14日（月）
場 所 国土交通省九州整備局（福岡市）
- 5 水俣・芦北地域振興推進委員会（熊本県）と水俣・芦北地域振興推進協議会との意見交換会
期 日 平成26年7月16日（水）
場 所 熊本テルサ
内 容 第五次水俣・芦北地域振興計画平成27年度実施計画編（案）の説明ほか
- 6 熊本県後期高齢者医療広域連合議会臨時会
期 日 平成26年7月22日（火）
場 所 自治会館
議 題 ・議長・副議長選挙
・熊本県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任同意外3件
（原案同意1件、承認2件、可決1件）
・一般質問

7 南九州西回り自動車道建設促進大会

期 日 平成26年7月24日（木）

場 所 ホテルグランドアーク半蔵門（東京）

内 容 事業概要説明、意見発表ほか

8 水俣芦北地域振興計画の推進に関する要望活動・南九州西回り自動車道の早期実現に関する前期要望活動

期 日 平成26年7月24日（木）～25日（金）

場 所 各関係省庁及び県選出国會議員

9 熊本県町村議会議長会理事会

期 日 平成26年8月1日（金）

場 所 自治会館

議 題 九州・全国議長会関係事項等の報告ほか

10 熊本県町村議会正副議長研修会

期 日 平成26年8月5日（金）

場 所 自治会館

講 演 「拉致・核・ミサイルと日朝関係の行方」

講師 コリア・レポート編集長 辺 真一 氏

平成26年9月8日

芦北町議会議長 寺 本 修 一

芦町監第27号
平成26年9月5日

芦北町議会議長 寺 本 修 一 様

芦北町監査委員 山 下 生 吾
芦北町監査委員 古 村 逸 男

例月現金出納検査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第235条の2第1項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり提出します。

記

1. 検査の対象

会計管理者の権限に属する現金（歳計現金、一時借入金及び基金並びに歳入歳出外現金）の出納及び保管

2. 検査現在期日

平成26年8月31日

3. 検査実施日

平成26年9月5日

4. 検査の結果及び意見

検査現在期日における歳計現金及び基金並びに歳入歳出外現金（一時借入金なし）の保管状況は、預金通帳、保管現金及び現金保管状況一覧表と照合した結果すべて符合し相違ないこと及び適正に処理されていることを確認した。

また、出納事務については、現金出納にかかる証拠書類及び関係帳表と照合、検査の結果、計数に誤りはなく何ら不正非違の点も見受けられず、すべて適正に処理されていることを認めた。

なお、参考まで検査現在期日における現金の現在高は、次のとおりである。

一般会計・特別会計	歳 計 現 金	1,575,050,972 円
	一 時 借 入 金	0 円
	基金に関する現金	5,085,752,182 円
	歳入歳出外現金	46,303,106 円
	計	6,707,106,260 円
水道事業会計		263,835,648 円

議員派遣の結果報告

1 熊本県町村議会議長会（正・副議長研修会）

- （１）目 的 今後の政局・政治展望を把握して、分権時代に対応した議会の活性化に資するため
- （２）派遣場所 自治会館 講堂
- （３）議 題 講演「拉致・核・ミサイルと日朝関係の行方」
講師 コリア・リポート編集長 辺 真一 氏
- （４）期 間 平成２６年８月５日（火）
- （５）派遣議員 水口副議長

2 熊本県町村議会議長会（常任委員長・議会運営委員長研修会）

- （１）目 的 政局展望を把握して、分権時代に対応した議会の活性化に資するため
- （２）派遣場所 グランメッセ熊本
- （３）議 題 講演「地域包括ケアの時代の医療福祉介護」
講師 国際医療福祉大学大学院教授 高橋 紘士 氏
- （４）期 間 平成２６年８月２５日（月）
- （５）派遣議員 各常任委員長及び議会運営委員長

平成２６年９月８日

芦北町議会議長 寺 本 修 一

平成 2 6 年第 5 回芦北町議会定例会請願文書表

受理年月日 番 号	住 所	氏 名	要 旨	所管委員会
H26. 8. 26 請願第 1 号	芦北町大字佐 敷424	あしきた農業協同組合 代表理事組合長 高峰 博美	「農協改革」に関す る請願	建設経済 常任委員会

開会 午前１０時００分

-----○-----

○議長（寺本修一君） おはようございます。

時間がちょっと早いようですが、全員おそろいですので、ただいまから平成２６年第５回芦北町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

お手元に配付の議事日程にしたがって会議を進めてまいります。

-----○-----

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（寺本修一君） 日程第１「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第１２３条の規定により、７番 草野君及び８番 前田君の二人を指名します。

-----○-----

日程第２ 会期の決定について

○議長（寺本修一君） 日程第２「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、先に開催されました議会運営委員会において、９月１９日までとの答申がっております。本日から９月１９日までの１２日間に行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から９月１９日までの１２日間に決定しました。

-----○-----

日程第３ 諸報告

○議長（寺本修一君） 日程第３「諸報告」を行います。

例月現金出納検査結果、閉会中に出席した議長諸般の報告、議員派遣の結果報告及び町長の行政報告の内容は、議席に配付のとおりです。

以上で、諸報告を終わります。

-----○-----

日程第４ 町長の提案理由説明

○議長（寺本修一君） 日程第４「町長の提案理由説明」を求めます。

竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） おはようございます。

本日ここに、芦北町議会９月定例会の招集を申し上げましたところ、議員各位におかれましては御出席を賜り、ありがとうございました。

9月に入り、朝晩は涼しくなってきましたが、まだまだ蒸し暑い日が続いております。心より残暑の御見舞いを申し上げます。

それでは、本定例会に付議しました議案につきまして御説明申し上げます。

本定例会には、まず平成26年度芦北町一般会計補正予算（第3号）及び水俣芦北広域行政事務組合の事務所の位置の変更及び規約の一部改正の専決処分に係る承認2件、健全化判断比率及び資金不足比率の報告並びに芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告、また平成25年度芦北町一般会計をはじめ、芦北町国民健康保険事業特別会計ほか7件の歳入歳出決算認定並びに同水道事業会計の利益の処分及び決算に係る認定10件、平成26年度芦北町一般会計補正予算ほか、特別会計3件に係る補正予算、さらに条例の新規制定3件、一部改正2件、廃止1件など、合計24件を提案しております。

御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（寺本修一君） 町長の説明が終わりました。

—————○—————

日程第5 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて

平成26年度芦北町一般会計補正予算（第3号）

○議長（寺本修一君） 日程第5、承認第6号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について説明を求めます。寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） 承認第6号、専決処分の承認を求めることについて。

平成26年度芦北町一般会計補正予算（第3号）を地方自治法第179条第1項の規定により、7月11日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。平成26年9月8日報告。

今回の補正につきましては、平成26年7月6日の大雨及び7月9日から10日の台風による被害対策費として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ459万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億9,370万1,000円とするものでございます。

それでは、歳出のほうから御説明をいたします。予算書の7ページのほうをお開きいただきたいと思います。

款9教育費です。項5社会教育費、目3公民館費50万円は、7月9日から10日の台風により被災しました大野松生地区公民館の災害復旧に伴う地区公民館建設補助金の追加補正でございます。

次に、款10災害復旧費でございます。項1農林水産施設災害復旧費、目1農地

災害普及費の148万9,000円は、7月6日の大雨による農地小災害4件の復旧事業補助金の補正でございます。目2農業用施設災害復旧費84万円は、7月6日の大雨による農業施設小災害2件の復旧事業補助金の補正でございます。

次に、項2公共土木施設災害復旧費、目1公共土木施設災害復旧費の176万2,000円は、7月6日の大雨により、河川9か所、道路2か所が被災したため、災害査定に備えるための測量設計業務委託料でございます。

次に、歳入につきましては、6ページのほうを御覧いただきたいと思います。

災害復旧に係ります459万1,000円につきまして、前年度繰越金を充当するものでございます、

以上で、承認第6号の説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから承認第6号を採決します。

お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、承認第6号は承認することに決定しました。

—————○—————

日程第6 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて

水俣芦北広域行政事務組合の事務所の位置の変更及び規約の一部変更について

○議長（寺本修一君） 日程第6、承認第7号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について説明を求めます。早川総務課長。

○総務課長（早川純一君） 承認第7、専決処分の承認を求めることについて。裏面の2ページを御覧ください。

水俣芦北広域行政事務組合の事務所の位置の変更及び規約の一部変更について御説明申し上げます。水俣芦北広域行政事務組合の事務所の位置を平成26年9月1日付けで変更する必要がありましたので、地方自治法第179条第1項の規定によ

り、8月14日付けで専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

改正の内容といたしましては、第4条中に指定してあります事務所の位置「水俣市陳内523番地の3」を「水俣市ひばりヶ丘3番12号」に改めるものでございます。

附則、この規約は平成26年9月1日から施行する。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから承認第7号を採決します。

お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、承認第7号は承認することに決定しました。

-----○-----

日程第7 報告第7号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（寺本修一君） 日程第7、報告第7号「健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」を議題とします。

本案について報告を求めます。寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） 報告第7号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、監査委員の審査を経て、その意見書を別紙のとおり付して、今回報告するものでございます。

それでは、それぞれの指標について御説明いたします。資料の1ページのほうを御覧いただきたいと思います。

まずはじめに、実質赤字比率についてでございます。実施赤字比率は、本町では一般会計、町有温泉事業特別会計及び奨学資金特別会計が対象となる普通会計ベースにおける実質赤字の標準財政規模に対する比率を表すもので、本町では赤字決算

を計上していないため、数値としては表れてまいりません。

次に、連結実質赤字比率は、一般会計、特別会計、企業会計のすべての会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率を表すものでございますが、本町では赤字決算ではございませんので、数値としては表れてまいりません。

次に、資料の２ページを御覧ください。

実質公債費比率は、一般会計等の元利償還金、特別会計、企業会計、一部事務組合が負担します地方債の元利償還金のうち、一般会計等が負担した額の合計が標準財政規模に対してどの程度であったかを表す比率でございます。実質的な公債費を算定する過程で、住宅使用料などの特定財源と、地方債償還等に関する地方交付税基準財政需用額算入額を控除し、分母からも地方債償還等に係る地方交付税基準財政需用額算入額を控除するようになっております。実質公債費比率は３か年の平均で求めるようになっており、平成２５年度は平成２２年度の５．４７％から４．４１％に下がっておりますので、比率も昨年度の５．１％から０．４ポイント下がり、４．７％となっております。この要因といたしましては、起債の抑制による一般会計の元利償還金の減少、また企業会計及び水俣芦北広域行政事務組合の起債償還額の減少による一般会計の負担額の減少が主な要因となっております。なお、比率が１８％を超えますと地方債の発行に際し許可が必要となり、２５％を超えますと早期健全化団体となり、財政の早期健全化のための計画の策定が必要となります。さらに３５％以上となりますと、財政再生団体となります。

次に、資料の３ページを御覧ください。

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が標準財政規模に対しどの程度あるかを表す比率でございます。将来負担額につきましては、一般会計等の地方債現在高、特別会計、一部事務組合の地方債残高に対する一般会計等の負担見込額、特別職を含む全職員が退職した場合の退職手当支給見込額を算定し、さらに第三セクターなど設立法人等の負債に対する負担見込額があれば算入するようになっております。将来負担額からは充当可能な基金の額、地方債償還に際して見込まれる特定財源、地方債残高に係ります交付税の基準財政需用額算入見込額を控除するようになっております。地方債現在高等の将来負担額１４４億７,６３１万円に対して、基金等の充当可能財源及び交付税算入見込額の合計が１４３億８,３２７万８,０００円あり、実質的な将来負担額を示す分子は９,３０３万２,０００円となっております。分母が５６億５,２３４万７,０００円ですので、比率は前年の８．９％から７．３ポイント下がり、１．６％となっております。この要因といたしましては、起債の抑制による一般会計の起債現在高の減少と、企業会計及び水俣芦北広域行政事務組合における起債残高の減少による一般会計等負担見込額の減少

が上げられます。なお、早期健全化基準は350%でございます。

以上、すべての指標が括弧書きで示しております早期健全化基準を下回っており、本町の財政状況は健全な状態にあるといえます。

続きまして、資料の4ページを御覧ください。

資金不足比率についてでございますが、公営企業の健全度がどの程度の水準にあるかを表すもので、企業会計ごとに資金不足比率の算出が義務付けられております。算出は資金不足を生じている企業会計はございませんので、数値としては出てまいりません。

以上、引き続き健全財政を堅持しながら、各種事業に鋭意取り組んでまいりたいと考えております。今後とも御理解と御協力をお願い申し上げ、御報告とさせていただきます。

○議長（寺本修一君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これで報告第7号を終わります。

—————○—————

日程第8 報告第8号 芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告について

○議長（寺本修一君） 日程第8、報告第8号「芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告について」を議題とします。

本案について報告を求めます。本山教育課長。

○教育課長（本山 昭君） 報告第8号、芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告について御説明申し上げます。

教育委員会は、効率的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていくために、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行状況について、点検及び評価を行い、その結果について議会に報告するとともに公表することになっております。

芦北町教育委員会におきましても、平成25年度分の報告書を作成いたしましたので、今回、議会に報告するものでございます。この評価につきましては、教育委員会事務局であります教育課、生涯学習課におきまして、事業のニーズ、町関与の範囲、達成度、効率性、公平性の5項目について評価を行い、事務局の評価結果に学識経験者の意見を添えて、教育委員会会議において評価を行っております。

配付しております報告書の3ページ、4ページに、事業ごとの評価結果を取りま

とめております。評価結果につきましては、A・B・C・Dの4段階で行っております。表の一番下側に事務局の評価と学識経験者の意見を踏まえたところの教育委員会評価を示しております。全51事業中、A評価が21事業、41.2%、B評価が30事業、58.8%、C及びDの評価はございませんでした。

各事業の概要、学識経験者の意見につきましては、5ページ以降の事業ごとの評価結果報告書に記載しております。

以上で報告を終わります。

○議長（寺本修一君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これで報告第8号を終わります。

-----○-----

日程第 9 認定第 1号 平成25年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第10 認定第 2号 平成25年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第11 認定第 3号 平成25年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 認定第 4号 平成25年度芦北町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第13 認定第 5号 平成25年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第14 認定第 6号 平成25年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第15 認定第 7号 平成25年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第16 認定第 8号 平成25年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第17 認定第 9号 平成25年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第18 議案第46号 平成25年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○議長（寺本修一君） 日程第9、認定第1号「平成25年度芦北町一般会計歳入歳出

決算の認定について」から日程第18、議案第46号「平成25年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」までは、先の議会運営委員会で一括議題とし委員会付託とする旨の答申がっておりますので、会議規則第36条の規定により一括議題とします。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、一括議題とすることに決定しました。

ただいま一括議題としました議案については、会議規則第38条第2項の規定により説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、一括議題の議案は説明を省略することに決定しました。

これから一括議題の議案に対し質疑を行います。

先の議会運営委員会において、委員会付託の答申がっております。質疑はあくまで総括的かつ大綱にとどめるよう求めます。

質疑ありませんか。坂本君。

○2番（坂本 登君） 一つ目は、普通交付税が特例債が出ていたと思うんですけど、二本算定から一本算定になれば、いくらぐらいになるのか。また、どれぐらい影響が出てくるのか、概要だけでも教えていただければ。

二つ目は、決算額で一般会計が6億6,000万円余りあり、翌年度繰り越す財源を差し引いても5億円近く余っている理由は、予算に問題があるのか、それとも辛抱したおかげでですね、余ったのか、そのへんのところを大きく説明していただければと思います。

○議長（寺本修一君） 寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） それでは、まず1点目の合併算定替えの件であろうかと思います。これにつきましては、合併をいたしましてから10年間はですね、合併前の市町村ごとに算定された交付税を交付するとなっております。これがですね、今年度までこれが交付されるということになります。それから、来年度以降ですね、これが段階的に縮減をされまして、32年度から一本算定ということになりますが、この影響額としては約5億円程度がですね、この影響を受けるのかなと思っております。

それから、二つ目の御質問で、繰越しの6億6,000万円ですね、内容でございませうけれども、これにつきましてはやはり事業の効率的な運営に努めたということと、あとは歳出の削減にですね、併せて努めた結果であろうというふうに思っ

ております。

以上でございます。

○議長（寺本修一君） ほかにありませんか。前田議員。

○8番（前田徹一君） 1点だけ、成果説明書のほうの17ページのですね、行政改革推進事業の中で平成24年度から導入しておりますメンター制度というのを初めて聞いたんですけれども、文言からしてだいたい理解できるんですけれども、これはどういった事業で、またその成果をちょっと説明願います。

○議長（寺本修一君） 早川総務課長。

○総務課長（早川純一君） メンター制度についてのお尋ねでございますが、職員のですね、補助的なことで、指導員ということで、メンターに係る新人職員、おおむね3年未満とかですね、の職員を対象に先輩の職員を配置しまして、年間を通して相談的な役割を担うというようなことですね、現在、配置をしております。詳細な人数については、現在ちょっと手元に資料を持ち合わせておりませんので、分かり次第、その人数については御報告を申し上げたいと思っております。以上です。

○議長（寺本修一君） ほかに質疑ありませんか。川尻君。

○12番（川尻成美君） 私も成果報告について、所管外の課における質疑を申し上げます。

成果説明書24ページであります。住民生活課の中でですね、子宮頸がん予防ワクチンのことにお尋ねしますけれども、以前、接種につきまして補助をやっておりますが、去年はやめたという。報道でもいろいろ全国報道されておりますので、芦北町においてのですね、そういう詳細はいかなものだったのかというのを1点。

2点目は、福祉課における質問でありますけれども、34ページ、35ページでありますけれども、私も一般質問する関係上ですね、この事業に対して計画書が作られておりますが、もう改善といいますか、ローリングする時期になっておりますが、この成果報告ですので、実績報告のような感じもいたします。芦北水俣地域見守り活動推進業などにより、地域住民の支え合いによるまちづくりを推進しましたということでもありますけれども、またその次には円滑な運営のため支援を行いましたとか書いてありますけれども、その具体的にですね、どういう成果が出ているのか。また、35ページにおきます、社会福祉事業におきます冊子も、福祉計画がありまして、社会福祉協議会のほうで事業を行っておりますけれども、安心した生活を送れるよう地域社会づくりを推進しましたとかありますけれども、具体的にどういう結果が出ているのかであります。

次に、教育課のほうですけれども、82ページ、学校訪問という項目がございますが、教育委員会による経営訪問というような言葉を使っております。経営訪問

というのはどういう訪問なのかということで、適切な助言を行い、改善するためですね、助言を行ったということでありますけれども、これも明日の一般質問の参考にしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（寺本修一君） 楠原住民生活課長。

○住民生活課長（楠原清照君） 住民生活課に対する御質問にお答えいたします。

子宮頸がんの予防ワクチンの接種につきましては、去年、非常に社会問題になりました。本町でもですね、定期接種でありますけれども、これは積極的な勧奨はしないというふうなことで対応をしております。その結果がこの24ページですね、一覧表に載っております。子宮頸がんの平成24年度は、被接種者数がですね、168人、それが25年度は33人と激減しておるわけでございます。これはやむを得ないかなと思っております。今年度も同じスタンスでですね、対応したいと考えております。

○議長（寺本修一君） 宮下福祉課長。

○福祉課長（宮下祐一君） 小地域ネットワークの構築あるいは見守り事業につきましては、これはまず見守り事業につきましては、国の補助事業をですね、活用しております。具体的な成果ということでの御質問でありますけれども、こういう事業を展開することによりまして、地元の住民の意識を高めたということで御理解をいただきたいというふうに思います。ちゃんとしたネットワーク、ネットワークにつきましてはですね、組織づくりのほうを関係機関、会議等の中で、あるいは地区座談会の中で組織の充実に努めているということでありまして、こうこういう具体的にどうこうというのはですね、ありませんけれども、地区で行う訓練、実際に訓練等も行う中で、そういう意識を高めて、地区の住民同士によるその支え合い、そういう意識を高めたということでですね、御理解いただきたいと思います。

○議長（寺本修一君） 本山教育課長。

○教育課長（本山 昭君） 経営訪問の内容についての御質問と思います。経営訪問と申し上げますのは、午後からですね、半日を利用いたしまして、学校を訪問し、その学校の状況を視察、また指導するということを行っております。具体的には、まず最初に、校長、教頭、教務主任、研究主任等からですね、その学校で今どのような課題があり、どのような研究が行われているか、どのような体制で教育が行われているかということを、まず事情を聞きます。そして、その後、2時限を利用いたしまして、全教諭の授業の状況を視察いたします。また、その合間にですね、その学校におけます帳簿類の内容確認とか、掲示、その他学校内の状況等を視察いたしまして、最終的には全体会におきまして、その学校に対して各教育委員さんから指導等を行っております。以上でございます。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 住民生活課のほうの、今、データでは分かっておりますけれども、町では接種をされた方の副作用とか、そういう事例はなかったんですか、あったんですか。

○議長（寺本修一君） 楠原住民生活課長。

○住民生活課長（楠原清照君） 副反応等の事例は聞いておりません。

○議長（寺本修一君） 早川総務課長。

○総務課長（早川純一君） 人数のほうが分かりましたので、御報告申し上げます。25年度のメンターにつきましては、11名、メンティー、入庁2年目までを25年度は対象としまして、同じく11名を対応しております。メンティーが入庁2年目までを11名、それとメンターのほうが入庁10年以上のクラスを、先輩職員をですね、専属に配置しまして、相談、問題解決にあたるというようなこととなります。

成果につきましては、入庁2年目あたりになりますと、非常に入庁しまして間もないということで不安等がございます。先輩職員の適切なアドバイスにより、その不安解消にも結びついておりますし、今後のですね、仕事に効果が上がるものと考えております。効果が上がっておりますので、御報告申し上げておきます。

○議長（寺本修一君） ほかに質疑ありませんか。平松君。

○11番（平松洋一君） 1点、質問いたします。

財産に関する調書がございます。この中の8ページの一番下に再生可能エネルギー投資事業出資金、去年、一昨年だったと思いますが、女島の太陽光発電の関連で一応出資をいたしました。これは出資法で考えますとファンドに対する出資でございますので、この町の位置付けとしては投資事業有限責任組合員というふうに認識をしておりますが、そういうことでいいのでしょうか。

それから、もう1点、これはそういうことであれば、町の位置でこの期間内にですね、脱退とか、もしも仮にですよ、脱退とかできるのかどうか、この件をお伺いいたします。

○議長（寺本修一君） 平松議員。要旨をちょっと確認できない。もうちょっと聞きたいことを具体的に。

○11番（平松洋一君） 自治体がですね、ファンド等に出資をするというのはまれでございます、例を挙げますと。だから、今回は太陽光発電という限定で1億円の出資を、議会で議決をしてですね、出しました。今、2年目経過しておりますが、これは当初の説明では利息が5%ぐらい付くからという話がありました。利息ですね。ですから、ある一定期間預け入れられるわけですけど、ファンドですから、そ

のファンドといっても、出資法でいうとですね、これは投資事業、この会社自体をですね、ここでいう自体を投資事業無限責任組合という、出資法でいいますけど、今回町の立場は契約上はですね、投資事業有限責任組合、結局1億円に対する責任がありますよという契約を交わしてあると思いますが、そういうことであればですね、その組合員の脱退が途中でですよ、必要なときにできるのかどうか。その組合員だと思いますけど、そこの確認を今日していきたいと思います。

○議長（寺本修一君） 寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） 太陽光発電のファンドに関するですね、御質問でございますが、より具体的な御質問でございますので、私もそれにお答えする資料を持っておりませんので、後ほど御回答させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（寺本修一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第1号から議案第46号の審査については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

各常任委員会においては、慎重な審査をされ、その結果を最終日の本会議において各常任委員長から報告願います。

—————○—————

日程第19 議案第47号 平成26年度芦北町一般会計補正予算（第4号）

○議長（寺本修一君） 日程第19、議案第47号「平成26年度芦北町一般会計補正予算（第4号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） 議案第47号、平成26年度芦北町一般会計補正予算（第4号）について御説明をいたします。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ5,310万5,000円を追加し、総額を100億4,680万6,000円とするものでございます。

また、第2条で地方債の補正を計上いたしております。

主な補正の内容につきましては、予算書をもとに歳出から御説明をいたします。

予算書は9ページになります。

まず、款3民生費、項1社会福祉費です。目4高齢者福祉費の委託料の41万円は、大木場地区ふれあいセンターのシロアリ駆除に伴う業務委託料でございます。

続きまして、款4衛生費、項1保健衛生費です。目2予防費の委託料496万4,000円は、1歳から4歳の幼児に対する水痘予防接種委託料314万6,000円と、65歳から5歳刻みで100歳までと、101歳以上の高齢者を対象とした成人用肺炎球菌予防接種委託料181万8,000円でございます。目7保健センター管理費の需用費118万1,000円は、東部保健福祉センターのナイター照明器具の修繕料でございます。目8飲料水供給施設費の負担金補助及び交付金52万4,000円は、簔瀬地区の水道組合が実施いたします取水ポンプ取替工事に対する補助金でございます。

続きまして、款5農林水産業費、項1農業費です。目1農業委員会費の委託料105万7,000円は、農地法改正に伴います農家台帳システム改修委託料でございます。

次に、目3農業振興費の負担金補助及び交付金747万3,000円は、農業機材整備に対するくまもと土地利用型農業競争力強化支援事業補助金376万4,000円、パッションフルーツ栽培用簡易ハウス整備に対する農業施設化設置事業補助金36万7,000円、熊本産カンキツ連年安定生産出荷実証事業の内容変更に伴います補助金の増額26万8,000円、農地維持の協定集落の追加に伴います多面的機能支払交付金の増額107万4,000円、経営転換の認定6件に係る経営転換協力金200万円でございます。

次に、目5農道施設事業費の69万1,000円は、農道等の土砂撤去作業を行う際の建設機械等借上料の22万6,000円と、女島地区の広域農道駐車場の舗装修繕工事46万5,000円でございます。

予算書は10ページになります。

目10中山間地域総合整備事業費の5万9,000円は、平成27年度から実施予定の第3期地区事業採択のために新たに設置する環境情報会議専門委員の報酬4万9,000円と、費用弁償1万円でございます。

次に、項3水産業費です。目3漁港建設費の工事請負費60万円は、牛の水漁港内の道路の区画線等の維持工事費でございます。

続きまして、款6商工費、項1商工費です。目3観光費の285万8,000円は、矢城・女島メガソーラーへの見学者案内看板の設置委託料88万6,000円と、町有温泉事業特別会計への繰出金197万2,000円でございます。

続きまして、款7土木費、項3河川費です。目4砂防費の負担金補助及び交付金

１７６万７，０００円は、小田浦地区で実施されます擁壁防護ネットフェンス工事に対するけ地崩壊対策事業費補助金でございます。

次に、項５都市計画費、目２都市下水路事業費の負担金補助及び交付金１６６万６，０００円は、田川地区で実施されます側溝整備に対する家庭排水路整備事業補助金でございます。

予算書は１１ページになります。

款８消防費、項１消防費です。目２非常備消防費の６７３万円は、１１月８日に東京で開催されます第２４回全国消防操法大会へ本町消防団機動分団が出場いたしますので、それに伴う関係経費でございます。まず、特別旅費４８２万３，０００円は、消防団長をはじめ、出場団員など８７名の旅費でございます。需用費の消耗品費は、ホース、道具保管庫ほかで６５万４，０００円、食料費は壮行会への出場選手等の食糧費２万５，０００円でございます。委託料４０万円は、本町から東京の会場までの消防ポンプ車移送委託料でございます。使用料及び賃借料３２万８，０００円は、出場選手等の移動に伴いますバス借上料でございます。負担金補助及び交付金は、出場訓練交付金５０万円でございます。

続きまして、文化財費の９万７，０００円は、田浦阿蘇神社の指定天然記念物のアラカシの枯れ枝の剪定処分委託料でございます。

続きまして、款１０災害復旧費、項２公共土木施設災害復旧費です。目１公共土木施設災害復旧費の公共土木施設災害復旧工事費２，３０２万８，０００円は、７月６日の梅雨前線豪雨によります河川９件、道路２件の災害復旧費でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。予算書は８ページになります。

はじめに、款１３国庫支出金、項１国庫負担金でございます。目３災害復旧費国庫負担金は、公共土木施設災害復旧工事に係る公共土木施設災害復旧費負担金１，３７０万円でございます。

次に、款１４県支出金、項２県補助金です。目４農林水産業費県補助金７０８万９，０００円は、農家台帳システム改修に係る農地集積・集約化対策事業補助金１０５万７，０００円、実証事業の内容変更に係る熊本産カンキツ連年安定生産出荷実証事業費補助金の増額２６万８，０００円、農業機材整備補助に係るくまもと土地利用型農業競争力強化支援事業補助金３７６万４，０００円、農地の貸し借り、貸し手側への協力金交付に係る経営転換協力金交付金２００万円でございます。

次に、款１７繰入金、項１特別会計繰入金は、平成２５年度の生産に伴います介護保険事業特別会計繰入金４，０００円でございます。

次に、款１８繰越金は、一般財源としまして前年度繰越金２，９３８万２，０００円を充てております。

次に、款１９諸収入は、雑入としまして全国消防操法大会出場に係ります熊本県消防協会交付金１００万円でございます。

最後に、款２０町債、目１総務債は、臨時財政対策債で４０７万円の減額、目８災害復旧債は、公共土木施設災害復旧事業債で６００万円を計上いたしております。続きまして、地方債の補正について御説明いたします。

予算書は４ページになります。

まず、追加につきましては、公共土木施設災害復旧事業の財源とする地方債の限度額等を設定するものでございます。起債の目的は、公共土木施設災害復旧事業で、限度額６００万円、起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりでございます。

次の変更につきましては、国から臨時財政対策債の発行可能額の通知がありましたので、それに併せまして限度額を４０７万円減額し、３億６,５３４万円とするものでございます。起債の方法、利率及び償還の方法についての変更はございません。

なお、予算書の１２ページに地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書を添付いたしております。

以上で、一般会計補正予算（第４号）の説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第４７号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第４７号は原案のとおり可決されました。

————○————

日程第２０ 議案第４８号 平成２６年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第１号）

○議長（寺本修一君） 日程第２０、議案第４８号「平成２６年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。楠原住民生活課長。

○住民生活課長（楠原清照君） 議案第４８号、平成２６年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について御説明いたします。

今回の補正は、事業勘定の歳入歳出予算にそれぞれ３，９７７万３，０００円を追加し、総額を３５億５，７３７万３，０００円とするものでございます。

歳出から御説明いたします。７ページをお開きください。

款１２諸支出金の償還金３，９７７万３，０００円につきましては、特定健診等負担金及び療養給付費等負担金、退職者医療療養給付費等交付金の平成２５年度実績に伴う国・県等に対する精算償還金です。

続きまして、歳入を御説明いたします。６ページをお開きください。

款１０繰越金の３，９７７万３，０００円は、不足財源は前年度交付金で充当するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第４８号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第４８号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第２１ 議案第４９号 平成２６年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）

○議長（寺本修一君） 日程第２１、議案第４９号「平成２６年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。楠原住民生活課長。

○住民生活課長（楠原清照君） 議案第４９号、平成２６年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について御説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ１１７万２，０００円を追加し、総額を

20億8,387万2,000円とするものでございます。

歳出から御説明いたします。7ページをお開きください。

款5諸支出金の償還金116万8,000円につきましては、介護給付費及び地域支援事業費の平成25年度実績に伴う国・県等に対する精算償還金です。

同じく、款5諸支出金の繰出金4,000円につきましては、事務費残等に伴う一般会計繰出金です。

続きまして、歳入を御説明いたします。6ページをお開きください。

款7繰越金の117万2,000円は、不足財源は前年度繰越金を充当するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。草野君。

○7番（草野安道君） 今のは議案第49号はよかったんですけども、第48号の中で、住民課長が前年度の「交付金」ということで歳入を言われましたが、前年度の「繰越金」じゃないですかね。これは訂正しないと、議事録に載りますので、私はそういうことじゃないかと思います。以上です。

○議長（寺本修一君） 楠原住民生活課長。

○住民生活課長（楠原清照君） 48号の最後の款10のところの説明ですか。申し訳ございません。私は「繰越金」と言ったつもりで、申し訳ございませんでした。それでは、「前年度繰越金」に訂正させていただきます。

○議長（寺本修一君） 遡って、議案第48号、歳入で6ページ、「前年度繰越金」が正しい、「交付金」と課長が言ったそうですので、そのように訂正いたします。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第49号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 2 2 議案第 5 0 号 平成 2 6 年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（寺本修一君） 日程第 2 2、議案第 5 0 号「平成 2 6 年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。園川商工観光課長。

○商工観光課長（園川民夫君） 議案第 5 0 号、平成 2 6 年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）について御説明いたします。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 9 7 万 2, 0 0 0 円を追加し、総額を 9, 8 6 7 万 2, 0 0 0 円とするものでございます。

補正の内容につきましては、予算書をもとに歳出から御説明をいたします。予算書は 7 ページをお開きください。

款 1 温泉運営費、目 2 温泉観光センター運営費の補正額 1 9 7 万 2, 0 0 0 円は、浴槽への塩素注入装置の経年劣化によります取替修繕料 1 0 8 万 6, 0 0 0 円と、レストランに設置されております天井空調機の故障を原因とします取替えに係る備品購入費 8 8 万 6, 0 0 0 円でございます。

次に、歳入につきましては 6 ページになります。

款 3 繰入金の 1 9 7 万 2, 0 0 0 円は、一般会計繰入金でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第 5 0 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 5 0 号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩をいたします。1 1 時 1 0 分から再開します。

—————○—————

休憩 午前 1 0 時 5 7 分

再開 午後 1 1 時 1 0 分

-----○-----

○議長（寺本修一君） 会議を再開します。

-----○-----

日程第 2 3 議案第 5 1 号 芦北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第 2 4 議案第 5 2 号 芦北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第 2 5 議案第 5 3 号 芦北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（寺本修一君） 日程第 2 3、議案第 5 1 号「芦北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」から日程第 2 5、議案第 5 3 号「芦北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」までは、先の議会運営委員会で一括議題とし委員会付託する旨の答申がっておりますので、会議規則第 3 6 条の規定により一括議題とします。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、一括議題とすることに決定しました。

ただいま一括議題としました議案については、会議規則第 3 8 条第 2 項の規定により、説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、一括議題の議案は説明を省略することに決定しました。

これから一括議題の議案に対し、質疑を行います。先の議会運営委員会において委員会付託の答申がっておりますので、質疑はあくまで総括的かつ大綱にとどめるよう求めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 5 1 号から議案第 5 3 号の審査については、会議規則第 3 8 条第 1 項の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

所管の常任委員会においては、慎重な審査をされ、その結果を最終日の本会議において常任委員長から報告願います。

—————○—————

日程第 2 6 議案第 5 4 号 芦北町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（寺本修一君） 日程第 2 6、議案第 5 4 号「芦北町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。山元建設課長。

○建設課長（山元信作君） 議案第 5 4 号、芦北町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、法律の名称及び町営住宅の入居者資格の一部を改正するものです。

附則として、この条例は法律の施行日に合わせて平成 2 6 年 1 0 月 1 日から施行するものです。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第 5 4 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 5 4 号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 2 7 議案第 5 5 号 芦北町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（寺本修一君） 日程第27、議案第55号「芦北町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。本山教育課長。

○教育課長（本山 昭君） 議案第55号、芦北町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

この条例は、償還者の負担軽減を図るため改正するもので、主な改正内容といたしましては、償還方法につきまして、これまで年賦、半年賦、月賦の中から自由に選択できることとしておりましたが、これを月賦払いに統一し、併せまして15年以内という償還期限も撤廃するものでございます。

また、日本育英会が組織統合によりまして、独立行政法人日本学生支援機構に名称が変更となっておりますので、併せて変更するものです。

附則といたしまして、この条例は平成26年10月1日から施行するものとしております。

また、経過措置といたしまして、この条例の施行の日の前日までに奨学金の返還を開始している者の当該償還額につきましては、この条例による改正後の芦北町奨学資金貸付条例第11条第1項の規定に関わらず、なお従前の例によるとしております。

また、提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上、説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第55号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第28 議案第56号 芦北町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について

○議長（寺本修一君） 日程第28、議案第56号「芦北町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。宮下福祉課長。

○福祉課長（宮下祐一君） 議案第56号、芦北町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、平成27年4月に本格スタートする予定であります子ども・子育て支援新制度に係るものでございます。これまで保育につきましては、児童福祉法第24条第1項の規定に基づき、市町村が条例で定める事由により、保育に欠けると認められる児童について行うとなっておりましたが、子ども・子育て支援新制度の施行に向け、児童福祉法が改正されまして、その中で市町村が条例で定める旨、規定が削除され、改正後の児童福祉法及び子ども・子育て支援法の規定により、内閣府で定める事由により、家庭において必要な保育を受けることが困難な児童について保育を実施することとなったことから、本条例を廃止するものでございます。

附則としまして、この条例は子ども・子育て支援法の施行の日から施行するものです。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。坂本君。

○2番（坂本 登君） この子ども・子育て新制度に伴って、条例を廃止するということですが、議案51号、議案52号の子ども・子育て新制度に伴って、条例の制定を委員会付託になっております。これとの関係性といいますか、関係があるのかなのか、関係があるのであれば、委員会、委員長報告、また、ここの議決をしてからでもいいんじゃないかと思って、そこらへんのところをちょっと教えてください。

○議長（寺本修一君） 宮下福祉課長。

○福祉課長（宮下祐一君） 今回の提案につきましては、子ども・子育て支援新制度の施行に向けまして、必要な関係条例、規則等を順次整備していくということでございます。例年なら11月に保育所の入所申込み等が始まるということで、それに向けて今回関係条例を提案しているということでありまして、新規の3件、廃止の1件、今回お願いしておるわけでありまして、これはすべてこの子ども・子育て支援新制度の施行に係るものということでございます。ただ、この施行の制度のですね、もととなりますのは、この保育の必要性のまずは認定を受けることということがまず1番に来るわけでありまして。この認定を受けるための関係条例といいま

すのが、今回お願いをしております議案第56号、芦北町保育の実施に関する条例の廃止ということですので、その次に言うならば支援制度が来ると。保育サービス制度に係る関係条例が来るということですので、今回先に廃止条例の制定について御提案をすることにつきましてはですね、御理解いただけるというふうに思っております。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） 条例の制定等は関係はあるけれども、この廃止等は理解をいただけるということで、もう一つ確認なんです、この今度の新しい法律によって条例制定が出ています。それによって、この古い条例を廃止するという意味じゃないんですね、それでしたら。この条例を今度新しく出てるでしょう、法律に基づいて条例改正の条例が出ていますね。これを新しいのができるから、この古い条例を廃止する必要があるという廃止の意味じゃないんですね。そうすると、ここで採決するのはおかしいと思ったものですから、そこのところをはっきり教えてください。

○議長（寺本修一君） 宮下福祉課長。

○福祉課長（宮下祐一君） 今、議員さんがですね、おっしゃられたとおり、廃止に伴って新しくその条例を制定するということではございません。先ほども説明しましたけれども、廃止をするということでもありますけれども、廃止する代わりにですね、内閣府令で定める事由により、この保育を実施するということに変わるということでもありますので、根拠法が内閣府令に変わるということですね、御理解いただきたいと思います。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） だから、今回のこの条例制定の提案が行われることによって、今までの条例を廃止するということではないんですね、この廃止条例は。

○議長（寺本修一君） 宮下福祉課長。

○福祉課長（宮下祐一君） 再度、御答弁させていただきますけれども、今回の廃止と、それから新規に制定する3本の条例については、直接的なつながりはないということで御理解をお願いいたしたいと思います。

○議長（寺本修一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第56号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第29 請願第1号 「農協改革」に関する請願について

○議長（寺本修一君） 日程第29、請願第1号「農協改革」に関する請願について」は、先の議会運営委員会で委員会に付託する旨の答申がっておりますので、会議規則第90条第1項の規定によりお手元に配付しております請願文書表のとおり所管の常任委員会に付託します。

所管の常任委員会におきましては、慎重な審査をされ、その結果を本会議において常任委員長から報告願います。

—————○—————

○議長（寺本修一君） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これで本日は散会します。

御苦労でした。

なお、午後1時から議員控室において連合審査会が開催されますので、よろしくお願いいたします。

—————○—————

散会 午前11時24分

平成26年第5回芦北町議会定例会議事日程（第2号）

平成26年9月9日

午前10時 開 会

於 議 場

1 議事日程

日程第1 請願第1号 「農協改革」に関する請願について

日程第2 一般質問

（散 会）

2 出席議員（16人）

1番 荒 川 知 章 君
3番 宮 内 道 則 君
5番 古 村 逸 男 君
7番 草 野 安 道 君
9番 元 山 秀 志 君
11番 平 松 洋 一 君
13番 藤 井 公 明 君
15番 水 口 宣 之 君

2番 坂 本 登 君
4番 寺 本 順 一 君
6番 白 坂 康 浩 君
8番 前 田 徹 一 君
10番 宮 尾 秀 行 君
12番 川 尻 成 美 君
14番 岡 部 恵美子 君
16番 寺 本 修 一 君

3 欠席議員（0人）

4 説明のため出席した者の職氏名（18人）

町 長	竹 崎 一 成 君	副 町 長	藤 崎 正 司 君
教育委員長	澁 谷 百 鍊 君	教 育 長	竹 浦 裕 道 君
総 務 課 長	早 川 純 一 君	企画財政課長	寺 川 健 一 君
税 務 課 長	江 上 繁 君	住民生活課長	楠 原 清 照 君
福 祉 課 長	宮 下 祐 一 君	農林水産課長	柳 田 豊 彦 君
商工観光課長	園 川 民 夫 君	建 設 課 長	山 元 信 作 君
上下水道課長	坂 口 俊 司 君	会計管理者兼 会 計 室 長	一 丸 喜八郎 君
田浦基幹支所長	野 口 博 司 君	教 育 課 長	本 山 昭 君
生涯学習課長	藤 井 哲 郎 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	鶴 山 秀 生 君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長 下 田 研 君 次長(課長補佐) 福 田 貴 司 君

平成２６年第５回定例会一般質問通告表

質問 順番	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	宮内道則	1 防災マップにおける津波浸水想定に伴う避難路の確保について	防災マップP５１～P５３の「芦北町津波浸水想定」において、避難場所を明記しており、その中で「背後地裏山等の高台及び町道・県道」となっている。地区によっては、高台へ避難するための道路いわゆる「避難路」が近くに無いところもあると思われるが、「避難路」等を整備する考えはないか。	町 長
		2 小・中学校の土曜授業について	町立の小・中学校の土曜授業について、どのように考えているか。	教育長
		3 「AED（自動体外式除細動器）」の設置について	① 町が管理する公共施設への設置状況は、どうなっているか。 ② 今後、地区集会所及び地区公民館等に設置する考えはないか。	町 長 町 長
2	川尻成美	1 認知症への対応策について	① 本町の認知症患者数をどう把握しているのか。 ② 介護保険の要介護・要支援認定者総数に占める認知症患者の割合は昨年からどう変わっているのか。 ③ 認知症の見守り事業を熊本県は実施しているが、本町としての取り組みはどうしているのか。	町 長 町 長 町 長
		2 道徳の教科化について	２０１１年に大津市で起きた中学生のいじめ自殺がきっかけで『道徳教育の充実』が改めてクローズアップされている。 ① 現在、町内の小中学校で週	教育委員長

			1 時間、年間 3 5 時間の道徳授業を行っているが、その具体的内容をどう把握しているのか。 ② 道徳教育について新たな枠組みによって「教科化」が必要と教育再生実行会議が提言しているが、本町教育委員会としてどう対処するのか。	教育委員長
		3 土曜授業への対応について	文科省の『土曜授業に関する検討チーム』は 6 月に、設置者の判断により、これまで以上に土曜授業に取り組みやすくなるよう省令の改正を行う考えであると中間報告している。 ① これに対する対応について本町教育委員会として協議したのか。また、土曜授業への基本的対応をどうする考えであるのか。 ② 本町小中学校はどのような考えであるのか調査しているのか。 ③ 土曜授業に関する昨年 1 1 月の省令改正後、日本教育新聞社が全国の市区町村教育長にアンケート調査を行っている。 本町としての回答内容はどうか。	教育委員長 教育委員長 教育長
3	平松洋一	1 我が町の少子化の現状認識とその対策について	5 月 9 日の熊本日新聞によると、地方から大都市への人口流出が現在のペースで続けば、3 0 年間で 2 0 ～ 3 0 代の女性が半分以上になる自治体は 8 9 6 市区町村に上がるとの試算を、有識者らでつくる「日本創成会議」の分科会が 8 日に発表	

			したと大きく報じられた。 本町もその中に含まれており、将来を考えると少子化問題は大きな課題である。 ① 少子化の現状をどう認識しているか。また、20歳～39歳の女性の人口推移はどうなっているか。(H17～) ② 少子化の要因は何と思われるか。 ③ 将来予測をどう見ているか。 ④ 少子化対策の今後の取り組みはどう考えているか。	町 長
		2 ふるさと納税について	8月8日の熊本日新聞によると、政府は地方重視の姿勢を強調し、平成27年度から「ふるさと納税制度」を拡充する方針を固めたと報道された。 特に、これまでの住民税の軽減額の上限を2倍にする方向であり、今後、特産物を提供する自治体とそうでない自治体とより開きがでると思われる。 ① 現状でこの制度にどのような認識を持っているか。 ② 我が町のふるさと納税の昨年までの実績はどうか。 ③ 芦北町の地域特産物の絶好のピーアールと地場産業の一助になると思うがどうか。	町 長
4	坂本 登	1 災害避難計画について	7月8～9日の早朝にかけて台風8号は進路予測が芦北町も含まれる超大型台風ということであり、早朝の満潮時と高潮が重なる危険性が想定され、町全体で大がかりな自主避難が実施されました。	町長及び 担当課長

	計画にもとづく自主避難で良かった面、課題が残った面等いろいろな検証が行われたと思うがそれぞれの問題点をお答えください。	
2 地域活性化と空き家及び耕作放棄地の有効活用について	① 町が抱えている大きな問題は、どんどん高齢化と人口の減少が進む中で、農業、漁業、林業、建設業等が衰退してきていることと思う。 一方、都市部では農村地域から都会に出てきた若い世代の雇用情勢が変化し、派遣労働など将来に希望を持って住めなくなっている。親元から都会に出て行った子どもたち（Uターン）をはじめ、都会で住み辛くなっている若い世代や田舎暮らしを希望する人（Iターン）を町がどんどん受け入れる具体的な環境整備を講じ、町の活性化対策として全国に発信する考えはないかお答えください。 ② 空き家、耕作放棄地の現状について各地区ごとの軒数及び耕作放棄地の面積をお答えください。 また、町全体の戸数と空き家の軒数及び戸数に対する空き家の割合は何%かお答えください。 ③ これらには、それぞれに地権者、所有者がいますが、今後どのように有効利用していこうと思っておられるのかお答えください。	町長及び担当課長

		3 川内原発再稼働と関係する避難計画について	① 8／13付熊日新聞報道によると川内原発の事故時の避難者受け入れについて芦北町は再稼働までに「準備ができる」との報道がなされているが、何を根拠に答えたのかお答えください。 ② 大飯原発運転差し止訴訟の福井地裁判決を受け、川内原発再稼働について町長のお考えをお聞かせください。	町長及び 担当課長
--	--	-------------------------------	--	----------------------

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（寺本修一君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

お手元に配付の議事日程にしたがって会議を進めてまいります。

-----○-----

日程第1 請願第1号 「農協改革」に関する請願について

○議長（寺本修一君） 日程第1、請願第1号「農協改革」に関する請願について」を議題とします。

それでは、本定例会初日に所管常任委員会に付託しておりますので、委員長に審査の結果の報告を求めます。

質疑は委員長報告が終了した後、行います。

元山建設経済常任委員長。

○建設経済常任委員長（元山秀志君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから建設経済常任委員長報告を申し上げます。

本定例会初日に当委員会に付託されました請願第1号、「農協改革」に関する請願につきましては、9月8日に審査を行いましたので、その結果を御報告いたします。

まず、審査に際し、請願の紹介議員である草野議員に内容の説明を求めました。その中で、農協改革の内容として、農協の目的規定の見直しや農協の経済事業強化と全農・経済連の株式会社化など6項目及び農協改革が農協に及ぼす影響並びに農協改革が地域社会に及ぼす影響等について詳しく説明されましたので、紹介議員に対する質疑はありませんでした。

その後、願意が妥当であるか、実現の可能性があるか、議会の権限事項に属する事項であるかなどの観点から内容を確認し、委員から「農協改革」は農家・組合員・組織の総意に基づく自己改革が基本であり、願意が妥当であるという意見があり、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上で、建設経済常任委員長報告を終わります。

○議長（寺本修一君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。寺本君。

○4番（寺本順一君） この請願書でございますが、最後のページで、ちょっと文言がこれでいいのかなという点があるようでございますので、一番最後の意見書の中で、意見書の記、1番、農業者の農業組織であり、民間組織であるというような表現がしてございます。JAはこれは公共的団体であろうかと、私、認識しておりますけ

れども、この表現について。

○議長（寺本修一君） それは委員長にお伺いですか。

○4番（寺本順一君） はい。

○議長（寺本修一君） 元山委員長。

○建設経済常任委員長（元山秀志君） ただいま寺本議員から御質問の件につきまして
は、委員会の中では特にそういった関係の質疑は上がっておりません。

○議長（寺本修一君） 寺本君。

○4番（寺本順一君） 国に出します大事な請願書でございます。できますと、この文言について再度検討をしていただいて、正しい形で請願書を作る必要があるのではなかろうかと思います。私、この請願に対して反対ではございません。ただ、この文言についてそう感じましたので、再度、今後このままで出すのか、それとも今後、経済建設委員会でもまた検討されるか、このような措置をとっていただければと考えております。以上です。

○議長（寺本修一君） しばらく休憩します。

—————○—————

休憩 午前10時05分

再開 午後10時06分

—————○—————

○議長（寺本修一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。坂本君。

○2番（坂本 登君） 委員長報告の中で6項目に及び「農協に及ぼす影響」というふうに表現してありますが、簡単でいいですから、どのようなこの影響を及ぼすと説明があったのかお答えください。

○議長（寺本修一君） 元山委員長。

○建設経済常任委員長（元山秀志君） 坂本議員の質疑に対して回答いたします。

まず、委員長報告で申し上げました6項目という項目につきまして、まず説明いたします。まず一つが農協の目的規定の見直し、2項目が農協の経済事業強化と全農・経済連の株式会社化、3項目目が農協等の組織形態の弾力化、4項目目が農協の理事会構成の見直し、5項目目が農協準組合員の事業利用ルール化、6項目目が農協中央会の新たな制度への移行、こういった6項目の中での影響として考えられますことが4点ほど上げられております。申し上げます。まず農協の目的規定の直しの影響ということで、利益追求が強調されすぎると、今後の、協同組合も株式会社と同じように、ひたすら営利を求めなければならない。誤解を生み、負債部門の縮小・廃止等が容易に行われる恐れがあるという影響。それから、農協の経済事

業強化と全農・経済連の株式会社化についての影響。販売については、買取販売に関する課題、販路の確保、価格設定等、個人では経費等に問題があり、生産資材については価格のみ追求すると、全農・経済連の結集力が弱まり、仕入価格の上昇を招く恐れがあるという影響。それから、農協等の組織形態の弾力化についての影響ということで、信用事業について事業譲渡、代理店化方式を採用した場合、これまで得ていた収益を蓄えず、結果として営農経済事業を縮小・廃止等をせざるを得なくなるという影響。また、4点目の農協の理事会構成の見直しについては、外部登用の理事が農協の事業展開に理解がない中で利益追求のみ強調した場合、農協運営に大きな混乱を招き、事業運営の停滞につながる等々の影響等が上げられております。以上でございます。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） ということは、今、国が法案を出そうとしていることに、やっぱりそれだけの農協の意見を上げるということで理解しました。ありがとうございます。

○議長（寺本修一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから請願第1号を採決します。お諮りします。委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、請願第1号は委員長報告のとおり決定しました。

—————○—————

日程第2 一般質問

○議長（寺本修一君） 日程第2、一般質問を行います。

質問通告者は4人です。通告書はお手元に配付しております。質問時間は従来どおり、補助質問を含めて30分以内に制限します。

それから、一般質問は通告制であります。質問に関連して求める関連質問は許可しません。質問にあたっては、通告内容に基づいた質問をされるよう求めます。

なお、執行部の答弁も明快かつ簡潔に願います。

それでは、順番に発言を許します。

はじめに、宮内君。

○3番（宮内道則君） おはようございます。

議長から一般質問のお許しをいただきましたので、一般質問を始めさせていただきます。

まず、一般質問に入ります前にですね、先般の台風12号、11号、それに8月20日未明に起きた広島の大規模土砂災害でお亡くなりになられました方々への御冥福と、被災をされました皆さま方に心からお見舞いを申し上げます。

さて、私は今回一般質問の通告書により3つの質問をいたします。まず第1点は防災マップにおける津波浸水想定に伴う避難路の確保についてであります。芦北町の防災マップ、ハザードマップが今年の5月頃、本町の全世帯へ配付がなされ、地震、津波、洪水、高潮、土砂災害等に対し、きめ細かく図示し、危険箇所等も一目で分かるように作成されており、芦北町の災害対策に大変貴重な資料であると思われるので、今後は各地区で自主的に避難訓練等を実施して、日ごろから災害等に備える準備をしておくことが肝要であると思われる。そこで、防災マップの51ページから53ページの芦北町津波浸水想定に避難場所を明記してあり、その中で背後地裏山等の高台及び町道・県道となっているが、地区によっては高台へ避難するための道路、いわゆる避難路が近くにないところもあると思われるので、その避難路について整備する考えはないかお尋ねをしたい。

次の第2点は、小・中学校の土曜授業についてであります。2014年7月27日付け熊本日日新聞に掲載の県内45市町村における小中学校で土曜授業を実施している学校が12市町村のうち77校に上り、未実施の33市町村も今後予定がある、検討中と回答している。今後、小・中学校の土曜授業については本町はどのように考えているのかお尋ねをいたします。

次の第3点は、AED（自動体外式除細動器）の設置についてであります。なお、本日は、9月9日は救急の日と定めてあります。このAED（自動体外式除細動器）の設置から早10年が経ち、現在AEDを使用しての生存率は約40%を超えているとのテレビ報道等があってあります。このAEDを使用することにより生存率が非常に高くなり、安心・安全なまちづくりとして地域住民への普及推進を図るべきと思うが、町の考えをお尋ねしたい。1、町が管理する公共施設への設置状況はどうなっているか、2、地区集会所及び地区公民館等に今後設置する考えはないか。

以上で、私の質問を終わりますが、答弁による再質問は自席から申し上げます。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 宮内議員の御質問にお答えをいたします。

防災マップにおける津波浸水想定に伴う避難路の確保について、これにつきましては総務課長より答弁させます。

続きまして、AEDの設置についてのお尋ねでございます。既に要望が上がっている地区もありますので、具体的な設置状況につきましても総務課長より答弁をさせます。

○議長（寺本修一君） 早川総務課長。

○総務課長（早川純一君） 避難路等の整備に関するお尋ねでございますが、地区で御検討いただき、必要であれば現地を確認し、検討したいと考えております。

次に、AEDの設置状況につきましては、役場、各出張所、各温泉施設、御立岬公園、芦北海浜総合公園、各小中学校等、30か所、31台を設置しております。

2番目の地区公民館等への設置の考えにつきましては、今後、区長等の御意見を伺いまして、検討してまいりたいと考えております。

○議長（寺本修一君） 竹浦教育長。

○教育長（竹浦裕道君） お答えいたします。

土曜授業につきましては、文部科学省土曜授業に関する検討チームにおいて検討され、昨年6月28日に中間報告、9月30日に最終まとめが報告されました。その報告書では、土曜日における教育活動の理念や土曜授業のあり方について述べられており、土曜授業は学校において子どもたちに土曜日における充実した学習機会を提供する方策の一つとして捉えられ、これを受けて土曜授業に取り組みやすくなるように、学校教育法施行規則の改正等が行われております。

仮に土曜授業を実施する場合には、既に定着している週5日制での土曜日における社会体育、習い事などの行事との調整や、教職員の勤務時間の割り振りなど、解決しなければならない問題があり、また本町におきましては土曜授業の目的でもある地域における体験活動などは現在の学校活動で十分行われていると思われま。したがって、本町では当面の間、土曜授業を実施する予定はありません。

以上でございます。

○議長（寺本修一君） 宮内君。

○3番（宮内道則君） まず、2回目になりますが、防災マップのですね、避難路でございますが、町が選定すべきではないでしょうか。

○議長（寺本修一君） 早川総務課長。

○総務課長（早川純一君） 避難路、避難道路につきましては、芦北町地域防災計画において、町が選定してございます。

○議長（寺本修一君） 宮内君。

○3番（宮内道則君） はい、分かりました。そうであればですね、避難路のない地区

等におきましてはですね、当然、町の助成が必要になってくると思われますので、いかがでしょうか。

○議長（寺本修一君） 早川総務課長。

○総務課長（早川純一君） 既存の道路を活用する場合を除きまして、避難道路として新たな道路を整備する場合には、土地の改良や整備費用の面から、地域住民の協力が必要不可欠と考えますので、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

○議長（寺本修一君） 宮内君。

○3番（宮内道則君） 了解しました。いずれにいたしましても、今後はですね、十分地元行政区長さんたちと協議をいただきまして、スピード感をもって実施をいただきたいと思います。以上で、1番目の避難路の確保についての質問を終わります。

続きまして、2番目のですね、小・中学校の土曜授業についての件であります。本町は当面の間、土曜授業を実施する予定はないとのことでございます。文部科学省はですね、土曜授業の定着を図るため、特別な必要がある場合に限っていた条件を緩和しております。県教委は平成25年1月に示した指針で、土曜日は通常の教科授業ではなく、地域や家庭と連携をした行事などに当て、開かれた学校づくりにつながるよう市町村教委に促しているが、本町の開かれた学校づくりへの取組は現在どうなっているのかお尋ねいたします。

○議長（寺本修一君） 本山教育課長。

○教育課長（本山 昭君） 学校現場のことでございますので、私から答弁させていただきます。

ただいまの御質問は開かれた学校づくりの取組ということでございますが、本町におきましては各小学校におきましてそれぞれですね、地域の皆さまや家庭と連携した取組が行われております。その一例を御紹介いたしますと、田浦小学校・中学校におきましては、災害に備えて地域住民の方々と一体となった防災避難訓練を実施しております。また、佐敷小学校では御存じと思いますが、カンボジア募金の一環といたしまして、チャリティーバザーを開催いたしまして、保護者のみならず、地域の皆さま、多くの方がおいでになりまして、交流を図っているところでございます。つい先日、先週でしたが、9月の3日には吉尾小学校におきまして、児童が地元の方の指導の下ですね、カヌー教室を開催いただきまして、このような形でですね、行っております。これ以外にも学校応援団の活用や地域の皆さまとの交流事業などが盛んに行われておりまして、開かれた学校づくりの取組は土曜授業を実施しなくても十分行われていると、このように考えております。

以上でございます。

○議長（寺本修一君） 宮内君。

○3番（宮内道則君） 既に導入している市町村のですね、導入理由として、授業時間の確保を上げる教育委員会が多いようでございますが、本町の授業時間の確保はですね、十分できておるのかお尋ねします。

○議長（寺本修一君） 本山教育課長。

○教育課長（本山 昭君） 授業時間の確保という御質問でございますが、年間の授業計画におきまして、各学年におきまして年間、最低でも30時間以上の余裕時間をもっております。必要な授業時間が確保されているということでございます。もし、授業時間が足りない状況が見込まれる場合におきましては、県教育委員会の指針といたしましては、土曜授業につきましては原則として通常の教科授業には充てないということになっておりますし、土曜授業を実施いたしましても、児童生徒の帰宅時間等を考慮いたしますと3時限しか行えません。したがって、土曜授業が授業時数の確保という観点からは非効率的であるというふうに考えております。今年度におきまして、議員の皆様の御理解をいただきまして、小中学校にエアコンが設置されました。したがって、夏休みの短縮や冬休みの短縮による対応のほう効率的な学習に取り組めるものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（寺本修一君） 宮内君。

○3番（宮内道則君） 了解いたしました。他町村が行っている土曜授業について、本町ではですね、ただいま申されましたように、既に実施をされておる、実践されているということでございます。「すべては21世紀を担う子供たちのために」を思いですね、本年度、先ほど課長からもお話がありましたように、全小中学校にエアコンを設置された町に対しまして敬意を表したいと思っております。芦北町小中学校の土曜授業につきましての、これで質問を終わります。

続きまして、3番目のですね、AEDの設置の件でございますが、町内の公共施設30施設に31台のAEDを保有しているというお話がありました。この31台のAEDについてですね、地区の公民館活動の一環として各種イベントの開催等ですね、是非このAEDの貸出し等をするつもりはないのかお尋ねをいたします。

○議長（寺本修一君） 早川総務課長。

○総務課長（早川純一君） 地区公民館等におけるイベント等、土日、祝祭日に開催されるケースがほとんどでございますので、貸出し等も含めて検討をしたいと考えております。

○議長（寺本修一君） 宮内君。

○3番（宮内道則君） 分かりました。今後ですね、地区公民館長及び地元区長さんですね、十分打合わせをしていただきまして、効率のよい対策をお願いしたい

と思います。

以上で、私の全ての質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（寺本修一君） 宮内君の質問が終わりました。

次に、川尻君。

○12番（川尻成美君） 皆さま、おはようございます。

一般質問の前に、私も先の豪雨災害によりまして、広島県を含む多くの県で被災されました方々へのお見舞いと亡くなられた方々に哀悼の意を表したいというふうに思います。早い復興を望んでおる次第でございます。

それでは、今定例会一般質問の通告にありますように、福祉と学校教育に対する質問をいたします。まず、認知症への対応策について質問をいたします。我が国は急速な高齢化社会となっております。芦北における高齢者は、本年8月1日現在7,175人であり、人口の38%を占めております。そういう中、我が国における認知症を有する高齢者の推移を見てみますと、1995年が126万人、人口割の6.9%でありましたが、2010年度は226万人で8.19%、2020年には292万人、8.9%と推定されております。ある専門家は、今後、高齢化人口の急増とともに認知症患者数も増加して、2020年度には325万人に増加すると予測しておられます。本町では24年度末の介護認定時における主治医の意見書を基にした認知症患者は590人で、要介護・要支援認定患者数が1,702人であるので、34.7%が認知症患者と推定されるということで、先の12月議会で答弁をされておられます。そこで、質問の1点は、現在、本町の認知症患者数はどう把握しておられるのか質問をいたします。2点は、介護保険の要介護・要支援認定者総数に占める認知症患者の割合は昨年からどう変わっているのか数値で表していただきたいと思います。そういう状況の中、認知症高齢者の徘徊事故が各地で起きており、地域で支え合う仕組みが必要ということで、認知症の見守り事業の取組が熊本県においても実施されております。本町として、今後、現在も含めながら取組をどうされておるのか3点目の質問であります。

次に、第2の質問は、道徳教科化についての質問であります。2011年の大津市で起きた中学生のいじめ自殺がきっかけで、道徳教育の充実が改めてクローズアップされてきております。現在、町内の小中学校で週1時間、年間35時間の道徳授業を行っておりますが、教育委員会としてその具体的授業内容をどう把握されているのか最初の質問であります。2点は、道徳教育の充実のために新たな枠組みによって、教科化が必要と教育再生実行会議が提言して、これを受け中教審が具体的な改善策をこの秋には答申を出すという方針であります。本町教育委員会として、どう対応する考えであるのか質問をします。

第3の質問は、土曜授業への対応についてであります。先ほど宮内議員のほうから、このことに対してどのような考えかは質問されましたので、重複する点、あるかと思いますが、視点・論点が異なることもありますので、御了解をいただきたいというふうに思います。文科省の土曜授業に関する検討チームが6月に全国一律での土曜授業の制度化は今後、教育課程全体のあり方の中で検討する必要があり、まず設置者の判断により、これまで以上に土曜授業に取り組みやすくなるように省令の改正等を行うことが考えられるという中間報告をしております。これに対する対応について本町の教育委員会として協議したのか、また土曜授業の基本的対応はどうする考えであるのか第1点目の質問であります。2点は、本町小中学校はどのような考えであるのか調査されているのか2点目の質問であります。3点は、土曜授業に関する昨年11月の省令改正後、日本教育新聞社が全国の市区町村の教育長にアンケート調査を行っております。本町教育長はどのような内容の回答をされたのか質問をいたします。

以上、質問しましたが、今回は質問の要旨は今まで以上に具体的に通告しておりますので、明快な答弁を求めて第1回目の質問を終わります。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 川尻議員の御質問にお答えいたします。

介護保険事業の認知症患者数等に関しますお尋ねでございますので、具体的に担当課長から答弁をさせます。

○議長（寺本修一君） 楠原住民生活課長。

○住民生活課長（楠原清照君） 質問の1、認知症への対応策についてお答えいたします。

まず、質問の①でございますけれども、本町の認知症患者数につきましては、介護保険制度において介護保険の認定申請後、主治医から提出される主治医意見書に記載の診断名等により把握をさせていただいております。これはですね、広域行政事務組合の介護認定支援のシステムデータベースというのがございます。それから抽出しております。

次に、質問②でございますけど、介護保険認定者総数に対する認知症患者の割合でございますけれども、昨年3月末現在の認定者総数1,702人に対し、認知症患者数は590人、その占める割合は34.7%でございました。本年7月末現在は認定者総数1,696人に対し、認知症患者数は595人、その占める割合は35.1%でございます。5人増えたということでございます。

また、質問の③でございますけど、熊本県の認知症の見守り事業につきましては、県の認知症対策・地域ケア推進課に確認しましたところ、認知症に特化した見守り

事業は実施していないということでした。しかし、子どもから高齢者までを対象とした、もっと幅広いですね、熊本見守り応援隊の活動は積極的に展開されております。その模擬訓練を県内で初めて行ったのが本町でありまして、平成23年12月14日、湯浦地区を皮切りに町内4地区で開催されております。内容は、認知症高齢者の徘徊を課題とした認知症患者に対する対応確認、通報等の訓練であり、その模様はマスコミにも大きく取り上げられました。

一方、本町の認知症見守りに関係する取組としましては、第5期介護保険事業計画にのっとり、地域全体で認知症の皆さまを支援する体制を整えるべく、認知症サポーター養成事業、食の自立支援事業を二つの柱として実施しております。認知症サポーター養成事業は、地域で暮らしている認知症患者を正しい知識のもとに支援し、見守る人々を増やす事業です。平成21年からこれまでに養成講座を64回開催し、サポーターの数は1,893人に達しております。今後は認知症患者1人に対し、サポーター5人体制の構築、すなわち認知症サポーターが今後6年間で累計3,000人に達するよう、積極的に取り組んでまいります。

食の自立支援事業では、認知症患者に限らず、在宅で調理が困難な高齢者に対して定期的に訪問し、栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、利用者の安否確認を目的とする事業であり、福祉課と本課介護保険係が連携して取り組んでおりますが、在宅認知症患者あるいはその疑いがある人にも極めて有効な事業であると考えております。その他認知症についての学習会、認知症予防教室、転倒骨折予防事業等も実施しております。

以上でございます。

○議長（寺本修一君） 澁谷教育委員長。

○教育委員長（澁谷百鍊君） 道徳の教科化についての御質問でございます。

道徳の授業につきましては、年間35時間の道徳の授業において、文部科学省が発行しています「私たちの道徳」、熊本県教育委員会が発行しています「熊本の心」などを使用し行われていると承知しています。実際の授業につきましては、毎年実施しています学校訪問の総合訪問において、必ず1時限は道徳の授業を実施することとし、その状況を把握しております。また、道徳教育につきましては、年間35時間の道徳の時間にのみ行えばよいというものではなく、道徳の時間を要として各教科、各単元において実施しているものと理解しており、各教員も共通理解のもと、常に道徳教育を念頭において授業を行っているというように理解しております。

次に、道徳の教科化のことですが、道徳の教科化につきましてはそのような提言が行われておりまして、本町教育委員会としましても、その動向を注視しているところでございます。

次に、土曜授業についての御質問でございます。土曜授業につきましては、教育委員会本会議内での協議は行っておりません。土曜授業への基本的対応について、それから本町小中学校への調査結果については、教育長及び教育課長から答弁させたいと存じます。

以上でございます。

○議長（寺本修一君） 竹浦教育長。

○教育長（竹浦裕道君） 土曜授業への基本的対応につきましては、先ほどの宮内議員の御質問の際にお答えしたとおり、本町では実施の予定はありませんので、その対応は考えておりません。

次の質問のアンケート調査は、日本教育新聞社が昨年11月下旬から12月末にかけて全国から抽出した576市区町村の教育長に対して実施したものと思われませんが、本町はその抽出市区町村に該当していなかったと思われまします。したがって、回答を行っておりません。

以上でございます。

○議長（寺本修一君） 本山教育課長。

○教育課長（本山 昭君） 土曜授業につきまして、本町の小中学校はどのような考えであるかと、調査しているかという御質問でございます。土曜授業につきましては、小中学校への調査につきましては、この夏休み末に学校長に対しましてアンケート調査を実施しております。その結果でございますが、土曜授業を実施する、または実施予定があるというふうに回答した学校はございません。ゼロでございます。また、今後、土曜授業を実施したいと思うと回答した学校につきましては1校ございましたが、その場合におきましても、授業日と各部活動、行事との日程調整、保護者の理解、各団体等との日程調整等の問題が上げられておりまして、すぐにはというわけではなく、どちらかといいますと消極的な意見でございました。なお、全小中学校におきまして、保護者から土曜授業を実施してほしいという要望があるかどうかというアンケートにつきましては、要望はなかったという回答をいただいております。

以上でございます。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） それでは、順次、第2の質問に入りますが、明快な答弁を住民生活課長いただきましたけれども、2、3日前のテレビですかね、夕方のテレビでは、全国では819万人になるんじゃないかというような、4人に1人が高齢者で認知症、軽度な形も含めてというような報道がなされてびっくりしたんですけれども、いわゆる介護認定患者の中からは分からないというようなことかもしれませんが、今現在の数字はですね、それでいいんですけれども、多分、新聞等でもあ

りましたように、家族内では認知症という形でおかしいなと思っているけれども、介護認定のほうにも審査をしていないからということで、隠れ認知症が非常に多いんじゃないかというふうに思っております。その数は倍以上に上がるのではないかなという予測をしておりますけれども、実はこの前ですね、8月の17日、盆の最後の休みの日曜日のとき、ちょっと水俣に行く広域農道を走るときに、うちのゆめもやいのところで魚釣りが今盛んでありますので、夫婦で来られとって、いなくなったと。そして、徘徊されてですね、ちょうど出くわしたものですから、探しておられました、警察の捜索願いが出て。私が広域農道を走ったとったら、多分そういう人だなと思って連絡しましたら、案の定その人でございました。広域農道ですね、福浦地区のところにおられたんですよ。そういうことでありましたし、フェイスブックでの友達がですね、日奈久でもそういう方があって、明るく朝ぐらいに見つかったんですかね、70何歳の。そういうことで、非常に身近になってきたなという予測されますものですから、いろいろ報道とかの関心をもちまして、こういう質問をするわけですが、御存じだと思いますけど、熊本県と福岡県大牟田市、近いものですから、今、大牟田バージョンというような形で非常に大牟田市のほうが連携をとった組織をもってですね、この見守り事業が活発に行われているのは御存じかと思いますので、私もその認知症に対する知識等の勉強には参加したいと思いますけれども、そういう年ごろの親をもつものですからですね、思いますけれども、要するに形として今後ネットワークを広げることは重要だというふうに思いますので、今後ですね、5期の老人等介護のほうの見直しが多分26年度で終わりますので、なると思います。ハード的な施設とかはうたってありますけれども、そういう事業の計画をですね、ここに入れる必要があるんじゃないかと思いますので、そのようなこともお尋ねしたくて、今後、計画書を作る中でですね、どういう計画であるのか具体的にやっぱり作る必要があるというふうに思いますが、町長、いかがでしょうかね。今私が言いましたように、こういう事業計画、まあ今度、総合計画のほうも来年出されると思いますけれども、それには具体的にはちょっと書いてないものですから、そういう形のネットワークづくりというのもうたう必要があるんじゃないかと思いますので、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 御発言がありましたように、今年度は27年度から29年度までの計画期間といたしまして、第6期の介護保険事業計画策定の年でもあります。老人保健の福祉計画、そしてまた介護保険事業運営調整委員会におきまして、認知症施策を検討してまいります。ハード面から、ソフト面からこれには検討し、計画に反映してまいりたいというふうに思います。

○議長（寺本修一君） 楠原住民生活課長。

○住民生活課長（楠原清照君） なかなか認知症のですね、患者さんを正確に把握するというのは難しいことでございます。ただ、認知症の疑いのある人はまあともかくといたしまして、もう明らかに認知症であるとかいう方はですね、もう生活に困るわけですね。また、家族の方々もお困りになる。当然、介護の認定申請を行われるものだと推測しております。したがって、認知症患者数と介護認定における私どもが把握しておる人数は、そうは変わらないというふうに考えております。ただ、個人的な事情でですね、ひた隠しにするとかですね、いろいろな特別な事情でそれは漏れがあるかもしれせんけれども、通常は介護の認定申請を認知症患者、あるいは家族の方はですね、なされるものと推定をしております。ですから、当たらずとも遠からずの、この数字であると思っております。

また、今後のネットワークですけれども、これは大きく申し上げますとですね、前も議会で答弁したかもしれませんが、地域の包括ケアシステム、これを構築するようになってくるんです、介護保険のほうですね、介護事業の。これは今まで介護事業だけを保険事業でやっておった、給付サービスとかを主にやっておった、そういった形からですね、介護と医療と福祉と地域との連携、これを強化していくということが目指す道だと、2025年に向けてですね。ですから、そのようなことを踏まえて、ただいま町長が申されましたように、今年度、来期以降のです、第6期の計画にですね、そういった視点をもってですね、取り組んでまいりたいと思っております。なお、新規の事業といたしましてはですね、今後予定されるやつは、例えば認知症の初期集中支援推進事業とか、あるいは認知症地域支援推進等設置事業であるとか、いろんなメニューが考えられておりますので、こういったものを活用しながらですね、積極的に支援していく、見守っていく、この体制を構築してまいりたいと考えております。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 具体的に形になるようでございますので、期待するものでございますけれども、また第2次芦北町地域福祉活動計画というののもちょっと見てみたんですけれども、ここでは社会福祉協議会ですので、地域活動の困り事という欄を見てみますと、やはり連携がなされていないとか、区長、民生委員との連絡とか、そういうのが活動する中でやはり問題があるんじゃないかと。また、これは全般的に福祉計画ですので、もう細かくはまた後で一般質問の機会を得たいと思いますけれども、独居老人が多い中の福祉というの、こういう認知症になる原因も多々あるのではなかろうかと。人との接触がないとか、そういう形もですね、把握して自主的な地域活動というのがもっと盛り上がってくることが一番大事なことです。そう

することによってネットワークも万全にできるというふうになりますので、こういう宮下課長のほうからちょっと答弁いただきたいと思いますが、この計画等に対してですね、いろんな吸い上げ方をしてですね、困り事等の改善等をどのように今後されるつもりなのかちょっとお伺いしたいと思いますが。

○議長（寺本修一君） 宮下福祉課長。

○福祉課長（宮下祐一君） それでは、地域福祉の観点からですね、ただいまの御質問に対してお答えをさせていただきます。地域の抱える課題の一つとしまして、認知症高齢者の見守りということが地域福祉計画の中でも取り上げられております。町としましては、町民の支え合いによるまちづくりを基本目標として、平成23年度から環境省の水俣病発生地域医療福祉連携推進事業の補助事業の中で芦北町社会福祉協議会への委託事業としまして、地域住民が自ら見守り支え合う水俣芦北地域見守り活動支援事業に取り組んでおります。実績等につきましては、この成果報告の中にも出ておりますけれども、その中で「気づき、声かけ、つなぐ」という言葉ですね、合い言葉としてしまして、日常生活、業務活動の中で異変に気づいたときに、連絡、相談、支援につなげられるよう、住民の方、それから芦北町社会福祉協議会、町、地域保護支援センター、民生委員、区長、老人クラブ、警察、地域福祉活動推進委員として、御質問がありました熊本県見守り応援隊で協定をいたしました事業所、これらのネットワークの構築を現在進めております。このただいまの今回の御質問であります認知症高齢者に関しましても、今後、関係団体、関係機関との協議も含めまして、この事業の推進の中でですね、対応していきたいというふうに思っております。

それから、高齢者のひとり暮らし、あるいは高齢世帯への対応ですが、町の単独事業としまして、緊急通報体制整備事業というのを現在構築をしております。この中で電話回線を利用した装置でございますけれども、月2回の独居老人等を対象としましてですね、65歳以上の、月2回の安否確認としての元気コールということと、24時間保健師対応の相談体制をとっているというところでございます。それから、食の自立支援事業につきましては、先ほどお話があったとおり、安否確認を兼ねて行っているということでございます。また、災害時の非常時ですね、見守りににつきましては、自ら避難することが困難な人を対象としまして、要件を設定して名簿を作成して非常時の支援につなげていくということを、現在、目的に、現在、事務のほうを進めているというところでございます。

以上でございます。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 私もこの成果の中で、35ページにあるですね、水俣芦北地

域見守り活動推進事業委託事業が1,000万円近い事業費の中でなされているということは見ておったものですからね、この中にそれが入っているのかなというふうに感じておりました。いわゆるこれを形にして、即、事故が回避されるような状況というのが大事でありますけれども、この啓発的なことは以下ではどんな啓発活動を行っているんですか。例えばまちだよりのここにあるとか、そういう啓発事業は。

○議長（寺本修一君） 楠原住民生活課長。

○住民生活課長（楠原清照君） 啓発活動につきましては、重要な取組の一環というふうに理解しております。今後も充実してまいりたいと考えております。

○議長（寺本修一君） 宮下福祉課長。

○福祉課長（宮下祐一君） 各地区に地域福祉推進員の方がおられますけれども、その方々がお持ちのこの手帳をですね、お配りをしているんですけれども、その中で見守り活動とか、あるいは先ほどお話をされました諸地域ネットワーク活動とか、そういう事柄も取り上げて推進をしていると。また、先ほどの見守り活動推進事業委託事業の中で、地域の中ですね、福祉座談会等を開催して啓発活動を行っているということでございます。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 充実した福祉活動の中でですね、認知症患者の事故がないことを祈っております。期待をいたします。

それでは、学校教育関係のほうに移りますけれども、道徳の教科化についてでございますけれども、もう戦後まもなくですけれども、この道徳授業を私も受けた記憶もありますけれども、何かそう記憶がないんですけれども、まず道徳というこの観点からですね、まず道徳の教科化というのはどういうものかというのを教育長にちょっとお聞きしたいんですけど、教科化ということについてですね。

○議長（寺本修一君） 竹浦教育長。

○教育長（竹浦裕道君） お答えいたします。

教科化、これは人としてのその善し悪しといいいましょか、社会性に順応できるような、そういう人づくりをするための学べき教科内容であろうかと思えます。教科化と、それを実施するという意味合いの今、御質問でございまいしょかね。教科化のその取組につきましては、冒頭申し上げたとおり、委員長からの発言がございましたとおり、国の指針あたりをしっかりと見極めていきたいと考えております。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） いろいろ教育新聞のほうでですね、アンケート調査をやって

いる、土曜授業については自分のところの教育委員会、教育長としてはなかったからお答えはしていないということでありましたが、まず道徳の教科化についてはですね、賛成・反対という形ではですね、反対が依然過半数を占めているというアンケート調査ではあるんですよ。なぜ文科省のほうではですね、教科化を進めるというような形に、今後30年頃には教科化したいとなっているのに、なぜこういうのが依然反対が多いのかなというふうに、私、疑問に思っているんですけども、教育委員長、どんな感じでおられますか、教科化に対しての。注視すると言われたので。

○議長（寺本修一君） 澁谷教育委員長。

○教育委員長（澁谷百鍊君） 道徳というのは、非常に定義のしづらいものがございまして、これを一律にですね、行ってしまうことに対する危惧ではないかということをおっしゃいます。教科化を行いますと、一定のカリキュラム、そういったもので全体を指導していきやすくなるような部分もございまして。また、学校教師としてもやりやすいというような点も出てまいりますが、いじめ防止の問題で発した道徳の教科化ということでもありますので、その他のですね、非常に人間の愛情や、あるいは教師と生徒の尊敬の関係とか、そういう問題までもですね、含めねばなりませんし、そういったところがですね、恐らく文科省が作るものというのは抜け目のないものであろうと思いますけれども、教科化にしてまでなのかなというような疑念といったらおかしいんですけども、そういったものがその下にあるのではないかなということをおっしゃいます。以上です。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） これは8月7日のネットで調べた中でですね、道徳教育部門会ではですね、現在、正式な教科ではない道徳の時間を数値評価を行わない特別の教科に格上げし、検定教科書を使用することなどを盛り込んだ審議をまとめた骨格案を示したということですね、早ければ平成30年度から教科化を目指すということで、一番新しい情報としてはこういうふうになっておりますので、注視しておられるかもしれませんが、そういういろんな模索をしながらですね、やっていかなければいけないんじゃないかなと。私も「心のノート」はこの前から持ってたんですけど、今度は新しい「私たちの道徳」というのをちょっと取り寄せてみたんですけど、非常に分かりやすくてですね、低学年のを見たんですけども、家庭からもコメントが出されるような感じのやつで、前とすれば全然違った形のものでございます。これに文科省の下村大臣のほうですね、書いてありますけれども、「私たちの道徳」は道徳教育の充実を図るため、文部科学省が「心のノート」を全面改正して作成した道徳教育であり、学校はもちろん、家庭、地域でも広く活用さ

れることを狙いとしていますということですね、今年の6月からですね、このことを言われておりますので、私も見てみたんですけど、やはり大事な学力重視ということもさることながら、人間の形成、道徳という中でのですね、やはり自ら考えて判断して行動できる人間を育てることが道徳の一番基本だというふうに思っていますので、その副読本として「熊本の心」というのも、副読本で低学年から中学生まで分けてですね、書いてあります。特に低学年のときには芦北町の紹介もですね、こういうふうに載っています。温泉の町とかは書いてなかったものですから、もうちょっとかなと思ったんですけど、いろいろPRにもですね、赤松館、海浜公園とか、諏訪神社のまつりとかも書いてあってですね、非常に文化とか歴史に対してもやっぱり副読本としてされております。そういう中でなかなか成果というのは出ないものだというふうには思いますが、町の基本のすべては子どもたちのためにでありますので、十分に道徳教育については学校訪問という形でされるときにはよく視察されてですね、頑張っていたきたいなというふうに思っております。

また、次に土曜授業についてでありますけれども、先ほど宮内議員のほうで、多分、この熊日新聞の7月27日号を見られてやられたというふうに思いまして、私も各この市町村、近隣を調査してみました。水俣のほうは直接、教育委員会の次長さんとですね、お会いしてその経緯、土曜授業にかかる基本方針等もいただいてきております。水俣におきましては、各月の1回、夏休みとか、3月は行っていませんけれども、大変いい授業を、今、行って、今年から行っているということでございました。学校にも、校長会等にも、私も聞き取り調査をしましたけれども、そういう経緯はないという、しょうという考えはないようで、答弁のとおりでございますけれども、いろいろこれには賛否両論ありますけれども、私、やはり今共稼ぎの御夫婦、多い中にですね、児童の保育で預かることも、今度の条例改正等にもあるようにですね、そこの点もやっぱりちょっと考えて動かなくてはいけないんじゃないかというふうにも思いますが、教育長はいかがでしょう。

○議長（寺本修一君） 竹浦教育長。

○教育長（竹浦裕道君） お答えいたします。

今年の夏休みも学校訪問を、教育委員会職員と一緒にやっております。吉尾小学校におきまして、クーラーが効きました図書室の中で全児童12名ですけれども、10名の児童が夏休みの宿題、図画等々を一生懸命取り組んでおりましてですね、学校に子どもたちが親しんでおる姿はしっかり休み期間中も、私も確認をしておりますけれども、ただ土曜におきましては先の答弁の中でも申し上げましたとおり、宮内議員の答弁の中で申し上げましたとおり、習い事でありまして、そしてまた教職員の休暇の調整の問題でありますとか、諸々の諸問題もまだまだ山積しており

まして、現段階では答弁申し上げましたとおり、土曜授業実施は考えていないというところであります。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） もう深くは、せろとかそういうのは私も言われませんが、やはり注視するのもですけれどもですね、大いに議論を重ねてですね、学校当局との調査等も行いながらですね、この教育に対してはですね、鋭意努力をさせていただきたいというふうに思っております。

以上、申し上げまして、質問を終わります。

○議長（寺本修一君） 川尻君の質問が終わりました。

ここでしばらく休憩します。11時20分から再開します。

—————○—————

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

—————○—————

○議長（寺本修一君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

平松君。

○11番（平松洋一君） おはようございます。

午前中最後の一般質問になると思いますが、質問の前に、私もまずはじめに先の集中豪雨で被災された広島の亡くなられた方々の御冥福、そして被災された方々の一刻も早い復興を願うものであります。

それでは、一般質問をいたします。今回の質問は、我が町の少子化の現状認識と今後の対応策について、あと一つはふるさと納税についてであります。

まず、第1点目の少子化問題について、本年の5月8日に今後、人口減少で近い将来、行政サービスが立ち行かなくなる恐れがあるとした日本創成会議のレポートが発表され、翌9日に熊日新聞をはじめ、各報道機関で報道されました。報道内容は地方から大都市への人口流出が続けば、2040年に20歳から39歳の女性が半以下になる自治体が896に達するとのこと。このままでは多くの地域が消滅する恐れがあるというショッキングな発表でした。我が町もこの896の自治体に含まれており、大変な問題でございます。日本の人口は2008年（平成20年）をピークに減少し続けております。2030年以降は毎年100万人減少、2048年には1億人を割る予想が出ております。まさに国家的な取組が必要であります。安倍政権は人口減少問題や地方活性化に取り組むため、地方創生大臣を創設し、まち・ひと・しごと創生本部をこの5日に発足しました。国家としてこの対策に本腰を入れスタートしたばかりです。がしかし、国家は地方自治体の集合体であります。

大きな戦略は政府が描き、具体的なまちづくりのアイディアはそれぞれの自治体がつくるべきと考えます。昨年6月に少子高齢化の対応策について質問いたしましたが、我が町の少子化対策は待ったなしの状態です。このような状況を踏まえ、再度質問いたします。

まず第1に、我が町の少子化の現状をどう認識しているか、また20歳から39歳の女性の人口推移はどうなっているか。第2に、少子化の要因は何と思われるか。第3に、将来予測をどう見ているか。第4に、少子化対策の今後の取組についてはどう考えているか。以上4点について、町長にお尋ねいたします。

次に、ふるさと納税について質問いたします。8月8日の熊日新聞によると、政府は地方重視の姿勢を強調し、安倍政権はふるさとや応援した自治体に寄附した場合に、居住地で税金が軽減されるふるさと納税を2015年度、すなわち平成27年、来年から拡充する方針を固めました。税金が軽減される寄附の上限を2倍に引き上げるほか、関連手続きを簡素化するとの内容でした。特に各自治体がお返しとして地域の特産品を贈るなど思考を凝らし、制度の利用が増加をいたしております。だが、政権は寄附文化が根付く欧米に比べれば、まだ不十分として制度の利用を更に促す必要があると判断しているとあります。今後、特産品を提供する自治体とそうでない自治体と、寄附額に開きが出ると思われます。この件も昨年12月に質問いたしましたが、マスコミなどの報道で国民の認識が高まり、あるいは政府自体が大きな後押しを始めたことなど、この機を絶好のチャンスととらえなくてはなりません。

そこで、第1に、現状でこの制度にどのような認識をもっているか。第2に、我が町のふるさと納税の昨年までの実績はどうか。第3に、我が町の特産品の絶好のPRと地場産業の一助になると思うがどうか。

以上、町長にお尋ねし、壇上での質問を終わります。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 平松議員の御質問にお答えをいたします。

少子化の現状に対する認識であります。誠に憂うべきことだと思っております。以下、統計的な内容となりますので、③までは担当課長より答弁させます。

続きまして、少子化対策の今後の取組であります。少子化対策は国家的な課題でありまして、国と地方が総力を挙げて抜本的に取り組む必要があると考えております。

ふるさと納税につきましてでございます。政府が納税制度を拡充するという方針を固めたわけですが、この制度にどのような認識をもっておるかということでもあります。今後、寄附をされる方の住民税の軽減額が2倍になるということで、

更なる寄附者及び寄附額の増加が期待されると思っております。②の質問につきましては、事務的なこととなりますので、これも担当課長より答弁させます。

続きまして、芦北町の地域特産品のアピール、地場産業の育成の一助になるということだと思いますけれども、このふるさと納税制度は寄附者がふるさとの町、応援したい町を自らの意思で寄附される大変有難い制度でありまして、芦北町を選んで寄附をされる寄附者の方の思いを尊重いたしまして、無駄にすることのないよう町の財源として大事に活用させていただくことが重要であると思っております。1万円寄附していただきますと、1万円をしっかりと有効に活用させていただくということで、見返り等ですね、御礼の考えは持っておりません。

○議長（寺本修一君） 宮下福祉課長。

○福祉課長（宮下祐一君） まず、1点目の少子化の現状であります、芦北町の合計特殊出生率、これは一人の女性が生涯に産むであろう平均子ども数を表すものであります、平成21年度から平成25年度の5か年間を見ますと、平均で国が1.40、熊本県が1.62、芦北町は1.64で、国・県を上回っております。しかしながら、人口を維持する水準2.07を下回っており、少子化が進行している状況でございます。

次に、20歳から39歳の女性の人口推移については、平成17年1,812人、平成22年1,599人、平成26年1,402人と減少しておりまして、過去の出生数及び人口構成比などから、今後も減少が見込まれます。

次に、②の少子化の要因としましては、女性の社会進出、未婚化及び晩婚化の進行、出産に対する意識としまして、子育てや教育にお金がかかりすぎることに、雇用の不安定化、仕事と子育てを両立することへの負担感の増大、核家族化の進行による子育て支援力の低下など、様々なものが要因として考えられます。

続きまして、③の少子化の将来予測については、将来推計人口を見ても、出産適齢とされる20歳から39歳までの女性の人口が年々減少してまいりますので、少子化の要因が解消されない限り、今の少子化の状況は続くものと思っております。

以上でございます。

○議長（寺本修一君） 寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） それでは、ふるさと納税の御質問の②の実績についてお答えを申し上げます。制度開始の平成20年度から平成25年度末までの累計でございますが、46件、金額にいたしますと897万円となっております。

以上でございます。

○議長（寺本修一君） 平松君。

○11番（平松洋一君） それぞれ答えていただきましたが、具体的な答えがそんなないです、数字的にはまたこれは別ですけど。1点目からいきますけど、実は春の今回の町議会議員選挙におきまして、それぞれ各地を訪問させていただきました。私が4年前と大きく変わったなと思うところが4点ございます。まず、その一つがですね、非常に高齢化が進んだなと、これが第1点。それから、一人暮らしの方が増えたなと、これもちょっと気づきました。それから、子どもの声が聞こえない、子どもが非常に少なくなったなということ。それから、第4点目には、空き家がですね、非常に増えたということを感じております。国もやっとそういうことでですね、本腰を上げたわけですが、まず少子化問題のほうからですね、詰めてみたいと思いますが、実はいろんな形でこれがですね、中央公論の6月号、消滅する市町村の実名が載っていますが、この中にも残念ながら芦北町が出てきます。それから、これは対談が出ておりますが、全ての町はもう救えないんじゃないかぐらい厳しい意見。ただ、町長が先ほど大変憂うことだと言われましたが、今に始まったことじゃなくてですね、徐々に徐々に徐々に慢性的にこれがきているわけで、急に、今、何かやろうとして直るものではないというふうに、これはもう認識をしております。ただ、今日はですね、この人口減の問題をやっぱり正しく認識して、今後の施策にやっぱり具体的にどこをどう詰めるかやっぱりしていかないと、これはもう止まらないと思いますのでこういう質問に至ったわけで、こういう冊子も出ております。大変なですね、これは人口減少の真実ということで、こういう具体的にですね、出ております。それで、まず今、現状での認識を町長から最初答えていただきましたが、出生率が課長の答弁では芦北町は1.64ですかね。平均で1.40ですから、まあ高いということを言われましたが、実は今回ですね、5月の8日のレポートというのがこれなんですけど、ストップ少子化・地方元気戦略、メンバーもいっぱいおられますが、座長が増田座長、東京大学大学院客員教授ということで、この方がよく出ておりますが、5月の31日には朝からクローズ何とかですね、土曜日の朝、番組が対談があっておりました。その話も録画をしてちょっと聞いておりますが、どこも苦労しているというのは事実です。31日に町長は熊本県での会議に出席をされて、そういうことも十分認識をされとると思いますが、処方箋によってはですね、いろいろ対策があるんじゃないかと。私が現状の中でですね、出生は低いと、国勢調査でも減るだろうということですが、一番の要因はですね、出生率が減ったとか、20歳から39歳がどんどん減っていくとか以前の問題も考えにやいかんとかじゃないかなと思います。第1点がですね、人口の流出ですね。若い方がですね、やっぱり地方を出ていくと、これが第一番です。全部出ております。この今のストップ少子化・地方元気戦略のもと、この人口統計問題研究所のこの数字なんですよ。昨

年3月にやっぱり載ってたあれがベースになっています。ですから、私はやっぱり人口流出、芦北町においては若い世代の人口異動が大きいんじゃないかということが第1点。それは若い方々ですね、働く職場が少ないからだと思います。そして、あるいはまた農業、特に果樹産業を知事は日本一と言われましたが、かなり高齢者が減っておりますし、高齢化の方で今頑張っておられると、そういう状況。あるいは漁業、あるいは林業、あるいは畜産業、芦北町の主力の産業である一次産業が非常に低迷をしているということも大きく影響しているのではなかろうかと思いますが、町長、その認識はいかがでございましょうか。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 今おっしゃったことは、もう国が抱える問題そのものであります。芦北町だけが抱える問題ではないということです。それと、人口減少には自然減と社会減があるわけでありまして、今この両方が同時進行中であります。これはもう国全体がそうであります。先ほど名前が出ましたけれども、日本創生会議の増田座長、元総務大臣であります、この方がこうおっしゃっています。今まで人口問題に国が真っ正面から向き合ったことはないと言っております。国家的な危機なのに、国が真剣にならなかったと。むしろ地方はそのことをしっかりですね、危機感を感じていろいろ取り組んできた。しかし、地方にはもう限界があるんだということでもあります。これから日本創生会議が頑張っていくんでありましょけれども、やはりこの今まで御指摘の問題につきましてはですね、特効薬はないと。ですから、本町でもこのために特化した政策に加えてですね、総合政策、教育問題、環境問題ですね、福祉、医療、そういうのをやっぱり含めた中での取組が私はですね、やがてじわりじわりとボディブローみたいに効いてくると思っております。これも発言がありました第一次産業、第二次産業、第三次ですね、これらの産業振興も大事であります。特に人口の定着につきましてはですね、やはり働く場、あるいは稼げる産業の育成が必要であります。企業誘致には単町でもこれまで取り組んできておりまして、いくつかの成果を上げておりますが、今後もですね、一つの町だけの問題でなくて、城南地区、あるいは県南地区ですね、あるいは県全体の問題として、みんなで取り組んでいくと、そういう私はですね、意識が必要ではなかろうかなというふうに思っております。

○議長（寺本修一君） 平松君。

○11番（平松洋一君） 今、行政を預かるトップとしてですね、町長の発言は大変重く受け止めますが、まさにそのとおりではないかなと、大変御苦勞されていると。職員の方はですね、できることは一生懸命やっているというふうに思います。でですね、高速道路はできました、水俣まで行くでしょう。芦北に企業誘致を今まで相

当頑張っただけでしたが、女島とかそのほかにもですね、なかなかもう出来づらい。環境的に水俣病問題もある関係で、なかなか東京から出てこないということであればですね、芦北だけの問題でこれはもう限界が出てくるということであれば、結局通勤距離圏ですよ。若い人に家におって、八代まで働きに出る、あるいは水俣まで行く、15分、20分で行くわけですから、その連携模索をですね、まず早めに立ち上げていただくことはできないかと思います。1町村で取り組む課題とですね、やっぱり広域にまたがる、そういう課題あります。もう交通網が発達すれば、それを利用せにやいかんと思いますが、やっぱりもうそこに熊本は熊本県の、熊本市を中心にまたそういう会議があってもですね、こういう南部の町はですね、全然、まあ県の方針は分かりますけど、生活があるならもう出て行かないということになりますから、私はやっぱり1町村で取り組む課題とですね、広域にまたがるそういう問題ですから、やっぱり今言われた南部のですね、そういうエリアでですね、この地域戦略協議会か何か、名前はこれは何でもいいんですが、そういうことを立ち上げて、具体的構想がですね、その中でいろいろ話し合われるべきではないかなというふうにも思いますが、町長、いかがですか。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 地域戦略会議等のですね、やはり設置というのは必要であろうかなと思います。これは熊本県がですね、中心となって、市町村を束ねていくということが大事であります。それと、地域戦略会議のほかに、やっぱり国家戦略会議があるわけで、この両方でいくべきと。ちょっと長くなってしまうけれども、少子化の傾向というのは先進諸国に多いんですね、この傾向は。御存じのとおりです。この少子化問題に成功している国もあります。そういうところは何をやるのかというと、企業の地方分散ですよ。地方移転ですよ。均衡ある国土の発展のためですね、農・工・商並進型の社会を構築していくというですね、まさにですね、国がこれはどんと打ち出さないと駄目なんです。そして、税制を改革するとかですね、そして企業が地方にきた場合のですね、優遇措置等も国が力をいれていくと、地方では限界があります。やることはやりますけれどね、一人でも増えるようにやるわけありますので、そういった地域戦略、そして国家戦略、これらが併せていくというのが大事かと思います。いろんな立場で発言をしてまいりたいと思います。

○議長（寺本修一君） 平松君。

○11番（平松洋一君） おっしゃることは分かります。ただ、私が今言ったように、芦北町としてですね、とらえにやいかんと。芦北町の議員として今発言をしとるわけで、芦北町の住民のためにはやっぱり八代から水俣ぐらいのエリアでですね、これを広げたら今度は通勤距離というのが遠くなってここに住めなくなりますから、

その中での協議会の立ち上げ等々はお考えはないですかということ。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） これは私が立ち上げるわけにはいきませんので、既にそのことは知事に申してありますので、あとは事務的に地域振興局とかが動くかどうかの今局面に来ております。

○議長（寺本修一君） 平松君。

○11番（平松洋一君） じゃあ広域関係についてはですね、今後の推移を待ちたいと思いますが、ただ芦北町の現状を先ほど、20歳から39歳の女性の人口推移が26年1,402名と言われました。実はこの出生率というんですかね、これが2になろうが、出産される女性の力が半分になれば、2になってもそのままでけんですね。だから、そこが今回のこのテーマで、女性が20歳から39歳、一番子どもが生めるその数がどう推移するのかというのが、今回、将来を予測した一番のテーマだと思います。私が芦北町を調べてみたんですけど、10名以下、20歳から39歳、地区別にですね、田浦あります、吉尾の地区があります、佐敷地区があります、湯浦地区があります。一番まあまあしっかりしているのが佐敷地区、一番厳しいなと思うのがですね、大野、吉尾地区ですね。特にひどいところは20歳から29歳がゼロ、30から39歳が1人とか2人とかですね、3名、4名、こういうところは恐らく限界集落になる可能性が非常に高いなど。実名申し上げれば、大岩のほうの山手ですね、こういうところはかなり厳しいです。田浦地区でもですね、ありますが、波多島とか井牟田とか、そういうところは非常に女性の数がですね、少ない。データを見られれば分かると思いますが、そういうことを考えると、うちの町としてのこの小さい自治をどうしていくのかという課題があると思いますが、そこらへんは町長、どんなふうにお考えですか。限界集落がですね、出てくるんじゃないかぐらい、そういう非常に女性の数が少ない地区が出てきますけど。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 女性の数だけでなく、全体が減りつつあるわけでありまして、向こう100年減り続けるという推計も出ておるようでございますけれどもですね、先ほど言いました、町としてはですね、繰り返しになります、特効薬はありませんので、総合的な政策を充実していくと、これに尽きると思います。

○議長（寺本修一君） 平松君。

○11番（平松洋一君） 実は、熊日新聞にですね、人口減少の行方ということで連載が載りましたので、私も興味をもって見とったんですが、二つだけ紹介をしたいと思います。一つは、徳島県ですね、徳島県の知事が載っておりますが、徳島県でのこれはですね、神山町あるいは三好市、こういうところにIT企業などがですね、

都会から移り住んでくると。ただ前提がありまして、これは前回質問がありました、荒川議員からありましたけれども、ITですね。この光ファイバーとか全部、この山の中でも整備されとるということで、田舎におってもそういう会社が入ってくるということの紹介記事です。Iターンも含めてですね、どんどんやっぱり帰ってきているということで、やっぱり光ファイバーについては芦北は全部整備されておりません。これはもう今日の課題ではありませんから、田浦はまだですね。今、佐敷が去年できたんですかね。佐敷と湯浦は入りましたけど、やっぱり町内一円どこで住んでもそういう情報が多様になる、そういう環境づくりもやっぱり今後必要じゃないかなというふうに思います。それともう一つはですね、この知事が書いておりますが、解決の処方箋は中央ではなく地域の現場にあると。国が考えた事業予算をただ使うのは駄目で、地域には知恵と工夫が求められると。安倍政権が本腰を入れれば誘致できる、国は地方の声を取り入れ後押しするような事業をやってほしい。それからもう一つ紹介します。もう時間があれですから、これは農業の町ですね。長野県川上村、ここは農家1戸の売上が3,000万円を超える奇跡の村ともいわれると。高い水準の農業所得が見込まれて、村の充実した子育て支援策が若者流出に一定の歯止めを掛けていると、これは出てきます、いろいろ。都会から移り住んだ女性等も結構おられますが、こういう先進の事例もいっぱいありますから、町のことはやっぱり町で精一杯具体的に考えるということでございます。国も本腰をやっと入れましたので、その点については町長にですね、また切にこの将来を見越した「すべては子供たちのために」でございますから、一応それはお願いをしておきたいと思います。

では、少子化問題は一応置きまして、ふるさと納税につきまして質問いたします。これはですね、先ほどの御答弁ではですね、町長は寄附者の意思を尊重し、現状の認識は住民税の上限が2倍になるからですね、増加が期待されるという発言をされました。ただ、見返りの考えはないということでした。これはですね、今朝、高市総務大臣が、この中にふるさと納税は推進するということで。こういう安倍政権自体が推進を始めたという。それから、ふるさと納税がですね、件数が3倍になったという記事が7月13日、これも熊本日日新聞ですけど、載っています。それから、社説が8月19日に出ましたが、このふるさと納税についてはですね、出身地や応援したい自治体へ寄附すると税金が軽減されるこのふるさと納税制度が注目されていると。各自治体への寄附としての地域の特産品を贈るなどPRに努めているためで、制度の利用者も増えていると。政府はとにかくこれを力を入れようと、これもですね。自治体が受け取った寄附は130億円、昨年、大きく増えております。それで、政府自体がですね、この制度をですね、活用を促し始めたと、やりなさいよ

ということなんです。ですから、何もしないということは、どうもこの方針には逆行しまして、さらにですね、地域の農家やその他のためにはプラスにならないんじゃないかと思いますが、どうですか、町長。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） まあそもそもこのふるさと納税は、都市と地方の財源のですね、格差を是正しようということでありました。そのこと自体はですね、いいことであると、この制度自体いいことであるということでございます。うちの町は特別何も、何もしていないわけじゃありません。前回は申し上げましたように、町の広報紙とかですね、四季の便り等をですね、差し上げておりまして、特に広報紙においてはですね、寄附された方がもうこれだけで芦北町がですね、本当に頑張っておる姿、何をやっとなのか、何をやろうとしているか、よく理解できてたいへん有難いと。物や金じゃないというですね、言葉がその裏に隠されておるような気がいたしました。そういう心ですね、心のお礼とか、絆とか、つながりというものをですね、大事にしていきたいなというふうに思います。前回は申し上げたように、贈答合戦にですね、私はこれに入り込む考えはございません。熊本県で45市町村ございますけれども、そのような通常の対応をしておるわけではありますが、順位としては20番目にございます。普通よりも上にあるということでございますね、産業の振興とか、芦北町の特産品の開発・振興につきましては、それぞれの担当課でですね、あるいは町上げて、あるいは関連団体と取り組んで、この分は十分カバーしていきたいと思います。

○議長（寺本修一君） 平松君。

○11番（平松洋一君） 特産品の見返りはしないという町長の答弁でございますが、結局、また季節の便りとして特産品を送っておられるわけでしょう。ですから季節の便り等は御礼にやられた方に特産品を贈るのとですね、どこがどう違うんですかね。私は詭弁のように感じますけど。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 季節の便りはですね、芦北町がいろんな関わりをもっている方、政界の方だったり、経済界の方だったり、スポーツ、文化界、あるいは国際交流関係ですね、いろんな方々と関わりをもっています。そういう芦北町と御縁のある方々にですね、そういう季節の便り等をですね、お届けをさせていただいております。寄附をされた方もやはり寄附という行為を通じて町と関わりをもっていただいたので、そういう方と同じ次元で対応させていただいておるということでもあります。詭弁じゃありません。

○議長（寺本修一君） 平松君。

○11番（平松洋一君） 何を贈られとるか分かりませんが、とりあえず便り等としてですね、記念品か何か特産物を送られているということは事実でございます。ただ、我が町にはですね、いろいろ自然に恵まれておりまして、海産物、農産物、あるいは畜産、具体的にいえばタチウオやアジアカエビとか、それからデコボン、あるいはその他果物、あるいはタマネギ、あるいは米、相当ございます。あるいはデコボンゼリー、これらをですね、全国にPRする絶好の私はチャンスだと本当は思いますけれども、この発信の場がなくなってしまうというふうに思います。ちょっと具体的にですね、これは昨日の福島民報です、9月8日付け。「米1俵で寄附100倍、湯川村のふるさと納税、全国から4,000万円」、これはですね、福島県なんです、被災に遭われた、福島県ですからですね、大変やっぱり厳しいのかなと思いますが、まだしなかった去年はですね、寄附件数は4件でしたと。総額は46万円でしたと。これでですね、始めたところ、5日現在、1,333件で4,020万円集まったと。件数は去年の330倍で、主に首都圏からの申込みが多いという、そういうことでですね、ふるさと納税のお礼を工夫することで、効果的に自治体をPRできるということを証明したということですね、この村長はふるさと納税制度で村を代表する農産物の米を全国の人に知ってもらいたい。発送後は米の美味しさを味わってもらい、村のファンになってもらえたら嬉しい、そういうこれは昨日の福島民報です。それからですね、いろんな事例がございます。これは8月14日の朝、RKK放送を見ておりました。滋賀県の犬上郡甲良町、どこにあるのか私も分かりませんが、滋賀県はだいたいあそこらへんと思いますけど、甲良町はどこにあるのか知りませんが、テレビでの報道はですね、人口が7,596名、町の半分以上が田んぼ、8月1日、特典付きふるさと納税の受け付けを開始したと、初めてこれに取り組んだと。約2週間で1,300件、3,000万円以上集まったと。担当者談、インパクトをつけるためにですね、米しかなければ米の量を多くしたと、2万円で米45キロ、5万円で100キロ、寄附金の10%から15%は町の収入になると。申込み殺到のために受け付けを短縮した。こういう報道がっていました。だから、もうまだ事例がございます。これも4月、6月ですかね、テレビ報道であっていましたが、特産品だけではないんです。特産品をする事例が報道がですね、和歌山県田辺市もあっていました。これは梅の産地です。特産品の梅をですね、7キロだったですかね、大樽に詰めてですね、小樽もいっぱい入れて、たくさん入れて贈ると。市としては梅のPRを図っているということです。それから、長野県の阿南町、これは米を送付と。これまで休耕田だったところが再開されるなど、この制度利用で高齢者の農家支援などが行われていると。この町では米だけで寄附金2億円を超えた。対応が間に合わず、本年度は終了したという報道で

した。それから、静岡県伊豆市ではですね、これはそういう特産品ではありません。スキューバ体験、これを来てもらってやろうじゃないかと、これも結構あります。それから、北海道の東川町、これもテレビでやっていましたが、うちには自前のそういう海産物や特産品がないと。だから、ただその制度を何かに利用したいということですね、他のどの自治体にも負けない大自然があると。この大自然をですね、1万円以上の寄附で町の公共施設をですね、年間6泊、6泊泊まれるということですね、東川町の企画総務課の吉原さんという方が説明されましたが、真の狙いはまず東川町に来てもらって、美味しい空気や水を体験してもらって、最終目標は住んでみたいと思ってもらえるような制度にしたいと、やっぱりこの制度をですね、見返りじゃなくてそういう利用の仕方をされています。ちなみに30%はリピーターというような報道がなされていました。ですから、もうこれ以上聞いても町長はあれでしょうけれども、再度ですね、こういう認識と、それから今後について再度お願いします。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） いろいろ事例の紹介がありましたが、それはそれで大いに頑張ってもらっていいんじゃないでしょうか。私どもは別で一生懸命頑張ります。メガソーラーも立地をいたしました。製氷工場も出来ました。どんどん別の方面から財源を確保しておるわけでございまして、そんなところはそれで頑張ってくれて大いに結構であると思います。1万円を使ってくださいと寄附されたのに、御礼で5,000円分返す、5,000円しかいかされないということになりますので、いただいた分はしっかりとそっちに使わせていただく、そして季節の便りですね、芦北町の心を届けるということでございます。

以上でございます。

○議長（寺本修一君） 平松君。

○11番（平松洋一君） 3分少々になりましたので、そろそろあれですが、これはふるさと納税制度はですね、誰のためでもない、やっぱりこれをするのが地域住民の、私は、プラスになると考えておりまして、その点については、町長と若干認識が違うのかなと。農家が今大変頑張っている、その一助になればということですね、これはやっぱり取り組んで、農家の方々に還元するという方法、寄附は都会から集めて、寄附したお金はですね、農家に還元するという方法がですね、一番いいのではなかろうかと思いますが、若干町長と考えが違いますので、ここらへんで終わらせてもらいたいと思いますが、最後に少子化問題、それから2つ、ふるさと納税、申しましたが、少子化については過剰な悲観論でもいかんと思います。現状をですね、楽観論でもいけないと思いますが、現状をやっぱり認識をして、正しく

認識して将来を予測するということから、やっぱり課題解決のですね、糸口があるんじゃないかなと思います。特効薬はありません。先ほど町長も申されましたが、総合的にですね、有効だと思うことはまずやってみると。百の理論より一つの実行だと思います。そして、ふるさと納税もまずやってみる、そこが糸口だと思います。

芦北を思う気持ちから質問をいたしました、芦北の更なる発展を願いまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（寺本修一君） 平松君の質問が終わりました。

ここで昼食のため、しばらく休憩いたします。１時１０分から再開いたします。

—————○—————

休憩 午後０時０３分

再開 午後１時０８分

—————○—————

○議長（寺本修一君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

坂本君。

○２番（坂本 登君） 皆さん、ご苦労様です。日本共産党の坂本登です。本日最後の質問になります。よろしくお願いいたします。

議長の許可をいただき、３項目、一般質問します。

私からも８月２０日未明、広島市でこれまでの観測史上になかった局地的集中豪雨に見舞われ、土砂災害により７２名の方が犠牲になりました。亡くなられた方々に心から御冥福をお祈りいたします。被災地皆さんの一日も早い復興と社会復帰ができるよう支援を強くお願いするものです。また、現在も行方不明者２名の捜索と災害復旧に関わっている関係者の皆さんに心から敬意を表します。

最初の質問に入ります。災害避難計画についてお聞きします。近年、日本列島は気候変動の影響などにより、極端な豪雨が増える傾向が見られます。この夏も台風や記録的豪雨に襲われ、各地に大きな被害をもたらしました。地震、津波、火山の危険などもあり、日本のどの地域も災害とは決して無縁ではありません。本格的な台風シーズンも迎えます。災害による犠牲者を出さないために、国、自治体は今までの教訓に立って、国土と地域の危険箇所などを総点検し、本格的な対策に全力を上げることが急がれます。地球温暖化による気候変動の影響によって、これまで経験したことがない記録的な局地的集中豪雨が多発する中で、土砂災害への備えを防災対策の大きな柱の一つに位置付けなければなりません。自然災害から町民の命と生活を守るには、防災対策とともに安全な避難場所への早めの避難が重要だと考えます。

そこでお聞きします。７月８日から９日の早朝にかけての台風８号は、進路予測

が芦北町も含まれる超大型台風ということであり、早朝の満潮時と高潮が重なる危険性が想定され、8日の夜、町全体で大がかりな自主避難が実施されました。計画に基づく自主避難で良かった面、課題が残った面など、いろいろな検証が行われたと思いますが、それぞれの問題点をお答えください。

2番目の質問に入ります。地域活性化と空き家及び耕作放棄地の有効活用について3点お聞きします。①町が抱えている大きな問題は高齢化と人口の減少がどんどん進む中で、農業、漁業、林業の後継者問題、建設業など、若者不足が深刻になり、衰退していくことだと思います。一方、都市部では農村地域から都会に出てきた若い世代の雇用情勢が変化し、派遣労働など、将来に希望をもって暮らしづらくなり、都会育ちの人も含め、田舎暮らしに興味をもち始める人が増えています。親元から都会に出ていった子どもたち、Uターンをはじめ、都会で住みづらくなっている若い世代や、田舎暮らしを希望する人、Iターンを町がどんどん受け入れる具体的な環境整備を講じ、町の活性化対策として全国に発信する考えはないかお答えください。

②平成26年度芦北町予算に空き家調査事業が予算化されています。とても良いことです。空き家、耕作放棄地の現状について、各地区ごとの軒数及び耕作放棄地の面積をお答えください。また、町全体の戸数と空き家の軒数及び戸数に対する空き家の割合は何パーセントかお答えください。

③これらについては、それぞれに地権者、所有者がいますが、今後どのように有効活用していこうと思っておられるのかお答えください。

最後の質問に入ります。川内原発再稼働と関係する避難計画についてお聞きします。①8月13日付け熊日新聞報道によると、川内原発事故時の避難者受け入れについて、芦北町は再稼働までに準備ができているとの報道がなされていますが、何を根拠に共同通信のアンケートに答えたのかお答えください。

②大飯原発運転差し止め訴訟の福井地裁判決を受け、川内原発再稼働について、町長のお考えをお聞かせください。

以上、本壇からの質問を終わります。再質問は質問席から行います。

○議長（寺本修一君） 答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 坂本登議員の御質問にお答えいたします。

私からは、川内原発再稼働についての質問②についてお答えいたします。川内原発再稼働につきましては、原子力規制委員会で運転再開の際の安全が確保できると判断された場合は、最終的にはそれに基づく国の方針に委ねざるを得ないと考えます。

なお、住民の安全対策につきましては、国の説明責任を果たしてもらいたいとい

うことでございます。

なお、残余の質問につきましては、各担当課長より答弁させます。

○議長（寺本修一君） 早川総務課長。

○総務課長（早川純一君） それでは、質問の第1点の災害避難計画に関わる自主避難で良かった面、課題が残った面等についてお答えをいたします。

先般の台風8号は、台風としては異例の特別警報が出されるような超大型台風で、沖縄県には多大な被害を与えました。本町といたしましては、この超大型台風の直撃と、満潮による高潮被害を早くから想定し、災害対策本部を早い段階で立ち上げ、予防的避難や避難勧告を発令するなど、災害対応に万全を期しました。問題点といえますか、課題が残った面につきましては、避難準備情報や避難勧告を発表・発令をいたしました但、避難所を利用された方が非常に少なかったということでございます。

次に、川内原発再稼働に関します避難者受け入れについての芦北町の再稼働までに準備できるという根拠でございますが、避難施設の提供のみであることから、準備できるということで回答をいたしております。

○議長（寺本修一君） 柳田農林水産課長。

○農林水産課長（柳田豊彦君） 農林水産課のほうから、Iターン・Uターン者の受け入れについて申し上げたいと思います。町外から定住を希望する新規就農者の住宅確保を目的といたしまして、本年度から空き家調査を行うこととしております。空き家所有者からの申し出に基づき、空き家の調査を実施した上で登録を行い、ホームページ等で広報したいというふうに考えております。なお、本年度は湯浦地区の調査を予定しているところです。

次に、耕作放棄地の有効利用のことについてでありますけれども、耕作放棄地は農地でありますから、あくまで農地として復活させることが前提となります。国・県の補助事業を活用して、平成22年度から耕作放棄地の解消に努めているところであります。一方、新たな耕作放棄地化を防ぐという観点から、中山間地域等直接支払制度、本年から始まります多面的機能支払制度、いわゆる日本型直接支払制度と申しますが、そのような制度を活用して、農地の保全活動を実施しているということでございます。

以上です。

○議長（寺本修一君） 寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） それでは、地域活性化の空き家の御質問がっております②でございますが、②の空き家の軒数等につきましては、現時点において把握しておりませんが、空き家につきましては全国的な問題となっており、統計

上あるいは防災対策上も資料として必要であると考えております。

○議長（寺本修一君） 鶴山農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（鶴山秀生君） 耕作放棄地の面積についてお答えいたします。

平成26年8月1日現在で、田浦地区228.65ha、佐敷地区128.29ha、吉尾地区55.88ha、大野地区59.50ha、湯浦地区200.81ha、5地区の合計は673.13haでございます。

次に、農業委員会としての耕作放棄地の有効利用につきましては、農業者や農事組合法人等の賃貸借や使用貸借を利用集積円滑化団体、JAになりますが、や地元農業委員等により進めております。また、有効利用が望めない復元不可能な農地については、利用状況調査や現地調査を行い、農業委員会総会で非農地を議決し、転用を進めています。

以上です。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） 災害避難計画、2回目の質問をいたします。

私も住民から声を聞いてきましたので、避難情報の全住民への速やかな伝達の問題と、避難場所の安全性に関して町民の意見を聞いてきました。伝達方法の問題点について、緊急連絡の伝達にあたって、一番末端の各人に確実に伝え確認するところに相当な困難があります。地区班長、30代主婦の声として、20件に連絡したが、固定電話だと留守の場合があり、何回も掛けることになる。携帯電話に個人情報とは別に災害連絡専用メールアドレスなどを登録できないか。お持ちでない方だけだと、口頭で知らせれば時間短縮ができるということでした。60代の男性の方は、連絡件数を分担して隣近所5件ぐらいなら速やかに対応できる。各地区、班の中で実態に即してできるだけ細かく区分けして連絡網を整備する必要があると言われました。

避難場所の安全性についても聞いてきました。小田浦地区住民の声として、避難場所の小田浦福祉センターは、大雨、洪水の場合は床下・床上浸水する恐れがあり、避難場所としてはどうかと不安がられていました。大岩地区の住民の声として、大岩小学校の体育館は雨漏りがひどく、校舎に避難することになっているが、裏山が崩れていて、緊急防護措置はしてあるが、危険性があるということです。海路地区の住民は、避難場所になっている海路小学校のトイレは仮設トイレであり、元小学校のトイレを使えるように点検・修理してほしいということです。また、湯浦、田浦、佐敷、中心部の住民の声として、お寺や病院、県職員宿舎、近所の頑丈な建物など、緊急時の避難場所として許可を得てほしいといった住民の声を聞いてきました。

そこでお聞きします。全住民の避難情報の伝達方法と、住民から見て避難場所の安全性が確保されているかどうかを調査する必要があると思います。広島では、防災無線が雷と豪雨のため、ほとんど聞こえなかったり、避難した公民館が土砂災害に遭い犠牲者が出ました。広島の土砂災害の弱点を検証して、伝達方法と避難場所の再点検が必要と思いますが、課長、いかがでしょうか。

○議長（寺本修一君） 早川総務課長。

○総務課長（早川純一君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

避難所におきましてはですね、議員おっしゃいましたように、避難所39か所を町設定をしておりますが、そのうち自主避難、避難勧告を受けまして避難した住民の施設数は18か所で行いました。そこで、避難所の集約等も含めて、今後見直しを図っております。今後の対応といたしましては、旧町単位、5地区、これを予防的避難所と位置付けをしております。さらに、避難準備情報、避難勧告、避難指示に至る場合には、集落16か所を開設することとし、その他の24か所につきましては、収容人員を超えた場合、また災害の形態等により、必要に応じた避難所という位置付けを3段階にわたって、位置付けをしております。災害の形態等により、いろいろな災害が想定されますので、今、問題が出ました点につきましても、この見直しにより現地も確認しながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） 町長自身の防災意識の高さは十分認識しております。それでもですね、芦北町から災害で一人の死者も出さない取り組みをしていただきたい。このためには、とにかく逃げる、早め早めの予防、早め早めの避難、明るいうちに避難する、危険度の徹底、町民が安全に逃げるができる対策、小学生・中学生を含めた徹底した災害避難学習及び実践訓練の徹底。以前、私が一般質問で取り上げました東日本大震災で一人の死者も出さなかった岩手県釜石市の小学生・中学生は、徹底した逃げることの重要性を日ごろから親や学校で学び、実際、大津波が来たときには、早めに中学生が低学年の児童や高齢者の手を引き、安全な場所まで避難したことによって、小中学生に一人の死者も出なかったことで、全国の教訓になりました。芦北町から災害で一人の死者も出さないためにも、災害の危険度の周知徹底した学習、避難経路の確保、避難場所の安全性、とにかく早めに逃げる。気象予防技術が急速に進歩し、比較的狭い地域ごとにどんな雨が降るかをかなり正確に予測できるようになり、降水短時間予防として気象庁から提供されています。予測を基礎に避難警告、避難勧告・指示を発令する手順にしっかり組み込み、町民の命を守ることが大切です。町長、芦北町は災害死者ゼロをスローガンに掲げ取り組んでいただきたいが、町長のお考えをお聞きしたいです。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） そのような精神、姿勢でおることは、もう極めて重要だと思います。今後、防災計画、実効性のあるものにですね、より精度を高めていきたいと思っております。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） 2番目は、空き家の有効活用についてのみ再質問をします。課長に確認をしたいんですが、議長を通じて資料請求をしました。その中に、26年度から行おうとしている空き家調査は、空き家の実態を把握することを目的としておらず、現在のところ、空き家数を調査する予定はありませんというふうになっていますが、答弁ではこの部分がなかったんですが、確認だけさせてください。

○議長（寺本修一君） 柳田農林水産課長。

○農林水産課長（柳田豊彦君） 先ほど申し上げましたとおり、目的が新規就農者の住宅確保ということでございますので、我々の農林水産課の立場としては、全体を調査する必要はないというふうに、農林水産課としては思っているということでございます。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） 農林水産課としては、目的としてないので、調査する予定はないということですが、調査なくして住民の安全・安心を守れる計画がどうしてつくられるのですか。また、今回、空き家調査はI・Uターンなどによって新規就農を目指す移住者のために住家を提供し、定住の促進を図る空き家活用ですといっているが、戸数の実態も調査することなく、Iターン者・Uターン者のニーズにどうやって応えるのか。芦北町にとって、人口減対策、高齢者の中での後継者対策、耕作放棄地の活用、空き家の有効活用などは、どうしても急がなければならない重要な課題であり、避けて通ることのできないものであると思います。これらの問題を総合的に解決するには、空き家の実態調査、所有者の空き家活用の意向確認はむしろ遅れており、大至急取り組む課題です。一般質問の事前準備にあたって担当課に行ったところ、先進地に空き家の視察に行って留守だという話を伺いました。私もインターネットを通じて資料を取り寄せてみました。島根県江津市では、空き家の実態調査を中山間地、海岸地域、江津市全体と町内別に調査しています。また、①そのまま移住が可能、②若干の修理で移住が可能、③大がかりな修理が必要、④移住は不可能に近い、⑤朽ちている、その他と、5段階に分けて詳しく調査しています。さらに、空き家の状態を確認する調査として、空き家物件のライフライン、屋根、外壁、家具の損傷など目視調査、建物登記名義人の確認、簡単な間取り図の作成などを行っています。同時に、一定期間の賃借になるため、所有者との間に空き家活

用について意向確認も行っています。総務省の空き家活用事業によって、2012年2月末現在で67件、157名の方が実際に移住してきています。

ここで町長にお聞きします。これら空き家の有効活用、また景観阻害、不審者の侵入、倒壊、不審火など、周辺住環境の破壊と危険が増大する空き家対策事業の構想には、一定の体制と空き家の実態を把握する調査に予算が必要になります。何よりも、何とかしてやるぞという熱意が必要です。総務省の補助事業の対象にもなりますので、町長に思い切った全町的な空き家の実態を把握する調査を決断していただきたいが、いかがでしょうか。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 必要なことと思っておりますので、そういう姿勢で望みたいと思います。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） 是非よろしく願いいたします。

川内原発再稼働、①の再質問を行います。受け入れのみのことであるということでした。阿久根市民を受け入れるということでありましたが、どの避難施設に何人の避難者を受け入れるつもりですか。それぞれ施設ごとの人数、避難者の合計数をお答えください。

○議長（寺本修一君） 早川総務課長。

○総務課長（早川純一君） お答えいたします。

芦北町への受け入れにつきましては、県立青少年の家2,300名、小田浦地区生涯学習センター300名、告地区生涯学習センター100名、女島地区生涯学習センター100名、旧計石小学校200名、大尼田地区生涯学習センター450名、丸米地区生涯学習センター100名、合計の3,566名でございます。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） 合計で3,560名ということで、受け入れ地域の人数の避難場所を確保しているにすぎないということで、提供のみということですが、それで新聞報道でできるというふうには、私は受け取れないと思います。原発の重大事故の場合には、直ちに住民の命、健康を守るために避難が必要になります。緊急事態のもとで限られた時間の中で、風に乗る放射能を避けながら、大渋滞も考えて避難のための交通手段とルートを確保し、避難させることができる現実性のある計画を立てることはほとんど無理です。まして、受け入れ地域の入院患者さん、高齢者施設や福祉施設の入居者、障がいがある人など、避難に介助を必要とする人たちの避難先などの避難計画はありますか、お答えください。

○議長（寺本修一君） 早川総務課長。

○総務課長（早川純一君） 現在、国が設置いたしました川内地域ワーキングチームにおいて、国、鹿児島県、出水市、阿久根市などによりまして、避難計画の具体的な検討に入っております。具体的にはスクリーニングや除染、今言われました、誰が、どこで、どういう体制で実施されるのか。あるいは避難行動要支援者、特に病院や社会福祉施設入所者等を誰がどういう体制で避難をさせるかなど、今まさに検討がなされているところでございます。その結論が出ますと、当然、避難先への自治体にも説明がなされるものと考えております。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） 検討を国・県がしているということで、準備としてはできているとはいえないと思います。原発事故の放射能被害は住んでいる家も土地もすべて放棄し、仕事場も放棄せざるを得ない状況になっているのが原発被害だろうと、福島原発事故で思い知らされました。しかも放射能は無害になるのに何千年、何万年もかかるといわれています。私は原発事故の放射能被害は自治体で全部、避難計画を作ること自体が困難だと思います。現に福島の人たちは、仮設住宅で3年半も避難生活をされているわけです。阿久根市の避難者をこれくらい長期間にわたって避難を受け入れて、仮設住宅をどこに造るのかも考えなければなりません。また、風向き次第では、芦北町自体、町民の避難先や避難ルートの決定など、町民を安全に避難する手段の調整など、困難な問題があります。しかも3年も4年も避難する町民の避難計画を町で作るのは困難な作業だと思います。そもそも原発を推進してきたのは国ですし、現在も原発を再稼働する議論をしているのは国ですから、避難計画も国が責任をもってやるべきだと思います。原発は他の技術にない異質の危険をもっています。一たび大事故が起こったら、被害は空間的にも時間的にもとどまらずに広がり、他の自然災害とは異なり、避難計画そのものが困難な問題です。川内原発再稼働までに受け入れ準備ができているという熊日報道を、まだ国・県が検討中という段階でできるというのはおかしいと思います。共同通信に連絡して訂正してはいかがでしょうか。

○議長（寺本修一君） 早川総務課長。

○総務課長（早川純一君） 避難できるという内容訂正のお尋ねでございますが、鹿児島県からの避難者受け入れの要請があった段階で、避難元が責任をもって対応する、避難所だけを提供していただきたいという要請でございます。実際に締結されております協定におきましても、費用負担や避難所までの移動、避難先での生活支援は避難元で責任もって行うということになっておりますので、今の段階ではこれを前提に避難できるという判断をいたしました。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） 原発再稼働②の質問に移ります。町長のお考えは、規制委員会で安全が確認されれば、国の方針に委ねるという答弁でした。芦北町は阿久根市民の避難を受け入れる自治体ですから、川内原発再稼働問題は町にとって重大な問題です。したがって、再稼働問題に対して、町として言うべきことは言う。国は川内原発再稼働を推し進めようとしています。活断層、火砕流、避難計画など、川内原発は問題がたくさんあります。地震対策は想定よりも地震のエネルギーは1.1倍も大きいことが指摘されているのに、まともな耐震工事もしないで再稼働すると言っています。火砕流対策では、九電も火砕流が過去、川内原発の敷地に到達していたことを初めて認めました。火砕流が原発を襲ったら防ぐことは不可能です。避難計画は過酷事故が起きれば、20分前後でメルtdownが始まり、90分前後には格納容器から放射能漏れが始まります。限られた時間でどうやって避難するか、渋滞が起こったら、大雨や台風だったら、地震と噴火が重なったらなど、避難計画ではまともに検討もされていません。しかも高齢者、障がい者、妊婦、乳幼児の避難は想定されていません。ここでお聞きします。今、私が指摘したようなことが、川内原発再稼働に不安材料になると思いませんか、お聞かせください。

○議長（寺本修一君） 早川総務課長。

○総務課長（早川純一君） ただいまの質問につきましては、住民の避難計画とですね、再稼働の問題につきましては、別問題で取り扱っていただければと考えております。あくまでも原発の再稼働につきましては、原子力、先ほど町長が申し上げましたとおり、規制委員会の安全という確認が出来次第ですね、エネルギー政策の国が責任をもって判断をするというようなことになりますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） この再稼働について、最後に町長にお聞きします。

福井地裁判決では、個人の生命、身体、精神及び生活に関する利益の全体を人格権と呼び、日本の法律の下では、これを超える価値を見い出すことはできないと宣言。大飯原発から250km圏内に居住する者は、原発の運転によって直接的にその人格権が侵害される具体的な危険があると認められました。平たく言いますと、国民の命と暮らしを守ること以上に大切なことはないという当たり前の大原則に立って、原発再稼働ストップの判決を下しました。日本では、30km圏内が避難地域とされていますが、世界では250km圏内が世界基準です。芦北町は川内原発から70km圏内に位置し、全町民の人格権が侵害される危険があり、川内原発再稼働に意思を表明する権利があり、他人事ではありません。そして、町長はこれまでの私の一般質問の答弁の中で、原発の安全神話について、安全神話はないと思う

と平成23年6月議会で答弁されました。また、平成23年9月議会でも、安全神話はないと思うという考えにいささかも変わっておりませんと答弁されました。まさにこの判決も原発安全神話に対して厳しい断罪を下しています。関西電力は訴訟の中で、基準値震度、想定される最大の地震の揺れを超える地震が到来することは、まず考えられないと主張しました。それに対して、判決は全国で20か所にも満たない原発のうち、4つの原発に5回にわたり、想定した地震度を超える地震が2005年以降、10年足らずの間に到来しているという事実を重視すべきだと述べて、関西電力の主張を一蹴しました。原子力規制委員会の委員長も、絶対安全とは申しませんと言うように、無事故が保障されたわけではありません。しかし、国は世界一厳しい規制基準をクリアすれば大丈夫だと宣伝しています。新たな安全神話そのものです。さらに判決は、最後の部分でこう述べています。多数の人々の命と、電気代の高い低いの問題は、天びんにかけること自体、法的には許されない。さらに、原発の運転停止によって、多額の貿易赤字が出るにしても、これを国富の流出や喪失と言うべきではなく、豊かな国土と、そこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなることが国富の喪失であると明確に述べています。なお、判決は地球温暖化対策を口実にした原発推進論に対して、原子力発電所で一たび深刻な事故が起こった場合の環境汚染はすさまじいものであって、福島原発事故が我が国始まって以来、最大の公害、環境汚染であることに照らすと、環境問題を原子力発電所の運転継続の根拠とすることは甚だしい筋違いであると批判しています。町長、この判断は70km圏内にある芦北町にも川内原発再稼働にも当てはまるものではないでしょうか。

町長にお聞きします。川内原発から15km圏内の川内市民アンケートで、再稼働反対が85%という結果が出ています。全国でも川内原発再稼働反対という世論も多数になっています。原発は安全でない、全国の原発が動いていない夏でも、電力不足は起きず、電気が足りるということが、この間、十分証明されました。原発がいかに危険で高くつき、生活を一瞬で奪い、精神的苦痛を与えるということは、福島原発事故後、証明されました。使用済み核燃料の後始末ができないようなエネルギー利用の仕方が本当に完成した技術といえるのか、答えは明白です。芦北町民の安全を保障するには、自治体の長として新たな安全神話に基づく川内原発再稼働を止めようという声を上げていただきたいが、いかがでしょうか、お聞かせください。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 私どもは、決定権はないわけでありまして、あくまでも国及び関連機関のですね、判断に委ねざるを得ないという思いであります。安全神話の間

題ですけれども、原発に限らずですね、絶対安全というですね、分野はないわけでありましてですね、原発もそうだし、あるいは通常の水力発電にしてもダムが決壊しないとは限らないわけでありまして、そういう絶対的な安全性はないという意味で、その安全神話はないというふうに申したわけでございまして、今後、国の動向を見つめていきたい。ただ、裁判のですね、判決はですね、やっぱりこれは尊重されるべきものだろうというふうに思います。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） この原発だけは特殊でありまして、ほかのものと対比することはできないと私は思っています。そして、自治体の長は国に対することでも異を唱えていいというのは、沖縄県の名護市で米軍基地の問題で、もう市長自らが反対運動に立ち上がっています。そういうことで、是非とも町長にも、人ごとではありません。町民にも係ってくる重大な川内原発再稼働問題ですので、是非とも声を上げていただきたい。

最後に、福島第一原発周辺の大熊町、双葉町の人たちは、家や土地、故郷を離れ、帰れる見込みもないのが原発事故の実態です。皆さん、自分に置き換えて考えてみてください。福島第一原発事故を経験した日本の歩む道は、原発ゼロを決断し、再生可能エネルギーに政策転換することこそ、国の責任です。川内原発再稼働断固反対の声を上げることを申し上げ、私の質問を終わります。

○議長（寺本修一君） 坂本君の質問が終わりました。

以上で、一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（寺本修一君） 本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

なお、本日、請願1件を受理し、議会運営委員会の諮問案件が生じたので、この後、議会運営委員会を開きます。委員の皆さん方、よろしくお願いいたします。

—————○—————

散会 午後1時50分

平成26年第5回芦北町議会定例会議事日程（第3号）

平成26年9月19日

午前10時 開 会
於 議 場

1 議事日程

（一括議題＝日程第1から日程第10まで）

- | | | |
|-------|---------|---|
| 日程第 1 | 認定第 1 号 | 平成25年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 2 | 認定第 2 号 | 平成25年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 3 | 認定第 3 号 | 平成25年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 4 | 認定第 4 号 | 平成25年度芦北町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 5 | 認定第 5 号 | 平成25年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 6 | 認定第 6 号 | 平成25年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 7 | 認定第 7 号 | 平成25年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 8 | 認定第 8 号 | 平成25年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 9 | 認定第 9 号 | 平成25年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第10 | 議案第46号 | 平成25年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について |
| 日程第11 | 議案第51号 | 芦北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第52号 | 芦北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第53号 | 芦北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第14 | 発議第 2 号 | 「農協改革」に関する意見書案について |

日程第 15 請願第 2 号 消費税 10%への引き上げ中止を求める意見書提出
を求める請願について

日程第 16 議員派遣の件

(一括議題＝日程第 17 から日程第 20 まで)

日程第 17 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出

日程第 18 建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出

日程第 19 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出

日程第 20 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申出

日程第 21 総務常任委員会の閉会中の継続審査の申出

(閉 会)

2 出席議員 (16 人)

1 番 荒 川 知 章 君
3 番 宮 内 道 則 君
5 番 古 村 逸 男 君
7 番 草 野 安 道 君
9 番 元 山 秀 志 君
11 番 平 松 洋 一 君
13 番 藤 井 公 明 君
15 番 水 口 宣 之 君

2 番 坂 本 登 君
4 番 寺 本 順 一 君
6 番 白 坂 康 浩 君
8 番 前 田 徹 一 君
10 番 宮 尾 秀 行 君
12 番 川 尻 成 美 君
14 番 岡 部 恵美子 君
16 番 寺 本 修 一 君

3 欠席議員 (0 人)

4 説明のため出席した者の職氏名 (18 人)

町 長	竹 崎 一 成 君	副 町 長	藤 崎 正 司 君
教育委員長	澁 谷 百 鍊 君	教 育 長	竹 浦 裕 道 君
総 務 課 長	早 川 純 一 君	企画財政課長	寺 川 健 一 君
税 務 課 長	江 上 繁 君	住民生活課長	楠 原 清 照 君
福 祉 課 長	宮 下 祐 一 君	農林水産課長	柳 田 豊 彦 君
商工観光課長	園 川 民 夫 君	建 設 課 長	山 元 信 作 君
上下水道課長	坂 口 俊 司 君	会計管理者兼 会 計 室 長	一 丸 喜八郎 君
田浦基幹支所長	野 口 博 司 君	教 育 課 長	本 山 昭 君
生涯学習課長	藤 井 哲 郎 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	鶴 山 秀 生 君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長 下 田 研 君 次長(課長補佐) 福 田 貴 司 君

開会 午前 10 時 00 分

—————○—————

○議長（寺本修一君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

お手元に配付の議事日程にしたがって会議を進めてまいります。

ここで、寺川企画財政課長から発言の申し出がありますので許可します。

寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） おはようございます。

本定例会初日にありました平松議員の質問についてお答え申し上げます。

平成 25 年度決算における財産に関する調書の 8 ページになりますけれども、（5）出資等による権利にあります再生可能エネルギー投資事業出資金につきまして、本町は投資事業有限組合の組合員という認識でよいのかという御質問でございました。これにつきましては、スパークス官民連携グリーンエネルギー投資事業有限責任組合の有限責任組合員でございます。また、その組合から途中脱退ができるのかという御質問につきましては、やむをえない場合を除き、任期での途中脱退はできないということになっております。以上でございます。

—————○—————

日程第 1 認定第 1 号 平成 25 年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 2 認定第 2 号 平成 25 年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 3 認定第 3 号 平成 25 年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 4 認定第 4 号 平成 25 年度芦北町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 5 認定第 5 号 平成 25 年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 6 認定第 6 号 平成 25 年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 7 認定第 7 号 平成 25 年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 8 認定第 8 号 平成 25 年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 9 認定第 9 号 平成 25 年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入

歳出決算の認定について

日程第 10 議案第 46 号 平成 25 年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○議長（寺本修一君） 日程第 1、認定第 1 号「平成 25 年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第 10、議案第 46 号「平成 25 年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」までは、議会運営委員会の答申に基づき一括議題とします。

それでは、定例会初日に各常任委員会に付託しておりましたので、委員長に審査結果の報告を求めます。

なお、議事進行上、文教厚生常任委員長におかれましては、定例会初日に付託しておりました日程第 11、議案第 51 号「芦北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」から日程第 13、議案第 53 号「芦北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」までの審査結果の報告も併せて求めます。

質疑は、3 人の委員長報告が終了した後、一括して行います。

はじめに、草野総務常任委員長。

○総務常任委員長（草野安道君） おはようございます。

総務常任委員長報告を申し上げます。

本定例会初日、9 月 8 日に当委員会に付託されました認定第 1 号、平成 25 年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について、9 月 8 日、10 日及び 12 日に審査を行いました。審査に当たりましては、予算が適正かつ効率的に執行されたか、また事業の成果はどうであったかなどを中心に、行政の効率化や次期予算編成にいかされるよう、慎重に審査しましたので、その経過と結果を報告します。

まず、決算状況ですが、一般会計の歳入決算総額は 114 億 1,009 万 1,488 円で、前年度比 6 億 8,473 万 2,859 円、6.4%の増となっております。一方、歳出決算総額は 107 億 4,848 万 7,824 円で、前年度比 7 億 1,534 万 8,035 円、7.1%の増となっております。

決算額が増となった主な要因ですが、歳入については、国庫補助金、諸収入、財産収入等の増であり、歳出については積立金、補助費、普通建設事業費等の増となっております。財政指標については、経常収支比率が前年度比 3.1 ポイント減の 85.7%、実質公債費比率が前年度比 0.4 ポイント減の 4.7%、将来負担比率が前年度比 7.3 ポイント減の 1.6%となっており、決算に係る財政指数は総合的に良好で、健全財政が保たれております。

以下、審査過程において論議された主なものについて申し上げます。

はじめに、企画財政課について申し上げます。芦北町まちづくり支援事業では、全区に役場職員を地区担当職員として配置し、地域住民と一体となったまちづくりが行われております。結婚・定住支援事業では、4回の婚活イベントが行われ、出会いの場の提供とともに、男女参加者の結婚への意識を高めることが図られております。また、ふるさとづくり基金運用事業、長寿社会づくりソフト事業等が行われ、各種団体の主体的な地域づくり、活動の活発化、高齢者の生きがいがづくりや伝統文化の継承が図られております。国際化・国際交流事業では、国際交流員招へい事業や芦北町国際交流協会の活動支援が行われ、国際交流事業の更なる活性化と国際理解・国際協力の促進が図られております。公共交通機関の維持、高速交通体系の整備については、地方バス運行対策事業、高速交通対策事業等が行われ、路線バスの効率的な運行体制による財政的負担の軽減や利用者の利便性の向上と利用促進が図られております。

主な質疑として、結婚支援事業で婚活イベントの参加者の問い合わせ等の状況や成果はどうかとの質疑に対し、募集は熊日新聞の「すばいす」などの広報や、結婚・定住支援アドバイザーの紹介で行っている。また、男性は町内在住であり、連続参加されている方もいるが、女性は町外のため、継続の参加は少ない。これまでの成果としては、結婚が2組、交際に発展された方が3、4組となっているとの答弁がありました。

国際交流協会英国派遣事業の被派遣者の選出方法はとの質疑に対し、25年度より中高生を対象に派遣しており、広報紙等で公募し、応募者が参加した中で公正・公平な抽選を行い選出しているとの答弁がありました。

次に、税務課について申し上げます。税務課では、町税の課税・徴収及び地籍調査が行われております。

地籍調査事業では、黒岩地区、上原地区の地図及び簿冊を法務局へ送付し、登記の書換えが行われ、海路地区も県の認証及び国の承認に向けて準備がなされ、26年度終了予定となっております。

町税徴収については、口座振替を奨励し、自主納税意識の確立と、訪問徴収体制の強化及び併任徴収吏員として、5名の熊本県職員と一緒に訪問するなどの努力により、徴収率アップとなっているとの説明がありました。

平成25年度の町税収納額状況は、現年課税分調停額15億3,070万3,062円に対し、収入額15億1,294万6,112円で、98.84%の徴収率となっております。また、滞納繰越分は調停額9,673万9,295円に対し、収入額は2,191万1,468円で、22.65%の徴収率となり、合計で対前年度比調停額が29万3,627円の増、収入額も732万9,915円の増となっております。

す。

主な質疑として、平成25年度に不能欠損を行ったのかとの質疑に対し、現年度分5人分、滞納繰越分29人分の不能欠損を行った。これは執行停止後3年経過し、税務調査を行い、徴収不可能なものを不能欠損しているとの答弁がありました。また、平成25年度不能欠損現年分の5件の理由はとの質疑に対し、平成24年度に破産手続きを行い、破産宣告をしているので、会社の存在がなく、徴収できない案件があったとの答弁がありました。

固定資産税の見直しは3年に1回なのかとの質疑に対し、固定資産税は3年に1度の評価替え時に見直しを行っているとの答弁がありました。

次に、総務課について申し上げます。総務課では、男女共同参画社会の実現に向けた取組の推進や、交通安全対策、防災対策及び防災体制の強化、職員の人材育成をはじめ、町の情報発信に係る各種事業が行われております。

交通安全対策として、街頭指導、シニアカー安全運転教室等が実施され、交通安全意識の高揚が図られております。防犯対策及び防災体制の強化では、防犯灯33基の設置補助や、湯浦運動公園と佐敷駅に防犯カメラ各1基ずつ設置されております。また、雨量観測装置の増設、海拔表示板設置、ハザードマップの作成等が行われ、災害時の避難対策に努められております。広報紙等の発行では、25年度より「広報あしきた」の紙面がカラー化され、見やすさが向上しております。

主な質疑として、メンター制度の成果についての質問に対し、アンケート調査により若手職員からは、「仕事上接点のない職員と交流するいい機会になった。」、「簡単な話を聞いてもらうだけでも気楽になった。」との意見があり、また、「相談・メンタリングが状況の改善につながったか。」との問いに対し、11人中9人が「つながったと思う。ある程度つながったと思う。」との回答があった。このような結果から、効果・成果が上がっているとの答弁がありました。

人事評価制度の具体的な方法や内容についての質疑に対し、各課、係、個人の目標を設定し、まず自己評価を行い、その評価結果を参考に各課長が面談を行い、さらに各課長の面談を総務課長が実施し、公平性に注意し評価している。また、人事評価制度には人材育成という目的もあり、面談の際には特に意識して実施している。評価結果は勤勉手当、1月の昇級に反映しているとの答弁がありました。委員からは、さらに職員の公平性を保ちながら、人材育成に努めてもらいたいとの意見がありました。

町交際費の予算に対する執行状況はどうかとの質疑に対し、25年度予算300万円に対し、執行額289万2,339円で、執行率は96.41%となっている。主な内訳として、特産品が162万7,816円、56.28%で、その他慶弔費関

係等となっているとの答弁がありました。

次に、議会事務局について申し上げます。議会事務局費は、議会費と監査委員費が執行され、ほとんど経常的な経費となっております。議会費で議員視察研修等に伴う旅費の執行残により、不用額が生じたとの説明がありました。

質疑として、監査委員費が前年度より減額になったのは、執務日数の減によるものかとの質疑に対し、2人の監査委員の合計執務日数が24年度は119日、25年度は106日と減になっているとの答弁がありました。

次に、田浦基幹所について申し上げます。職員5名体制で、総務関係、出納・税務関係、住民異動・福祉・保険年金関係、環境衛生及び産業経済関係などの窓口業務が行われ、住民の安全・安心な生活の確保や利便性の向上などが図られております。また、施設清掃等委託業務、防護策取替修繕、庁舎及び公用車の修繕などが行われ、安全で適正な施設管理がなされております。

主な質疑として、合併して10年になるが、地域住民が利用するに当たって不便になったとの声を聞かないかとの質疑に対し、合併当初は不便という声は聞いたが、現在は聞いていないとの答弁がありました。また、年間の利用者数はどれくらいかとの質疑に対し、1年間の来庁者数は把握していないが、事務処理件数は戸籍等の受付、会計事務の取扱いなど、約2万2,900件あるとの答弁がありました。

電気料の予算に対して、不用額が多いのはなぜかとの質疑に対し、予算編成に当たっては前年度の実績見込みを考慮して計上するが、前年度の最大需要電力が大きかったため、25年度は予算に対して不用額が多かったとの答弁がありました。

以上、当委員会に付託されました認定第1号、平成25年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定については、慎重に審査した結果、予算議決の趣旨と目的にしたがって、適正な事業が実施されたものと判断し、全会一致で認定すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員長報告を終わります。

○議長（寺本修一君） 次に、元山建設経済常任委員長。

○建設経済常任委員長（元山秀志君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから建設経済常任委員長報告を申し上げます。

本定例会初日に当委員会に付託されました認定第1号、平成25年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について及び認定第4号、平成25年度芦北町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてほか3つの特別会計の決算認定についてと、議案第46号、平成25年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、全委員出席のもと、現地調査も含めて、9月8日、11日及び12日に

審査を行いました。

審査に当たりましては、成果説明書及び資料等によって説明を受け、予算が適切かつ効率的に執行されたかに着目し、慎重に審議しましたので、その結果を御報告いたします。

最初に、建設課所管分について申し上げます。

防災・災害対策事業では、排水対策として花岡東地区に排水機場が建設され、豪雨時における浸水被害の解消が図られています。また、小田浦排水機場にはスクリーンに溜まったごみ等を自動で除去する除塵機を設置され、排水能力が向上しております。

道路ストック総点検事業では、維持管理の改善と安全確保を図るため、167橋の点検、佐敷及び津奈木トンネルの点検、町道太田線ほか4路線の法面点検が実施されております。また、橋梁の長寿命化のための修繕計画も策定されております。

公共土木施設災害復旧事業では、平成24年災の31件及び平成25年9月の台風17号による道路災害3件のうち1件が完了し、残りの2件は平成26年度への繰越しですが、現在では完了しております。また、小災害復旧事業では、国庫補助の対象にならない生活関連施設等の災害復旧4件に対し補助金を交付され、早期復旧が図られております。

急傾斜地崩壊対策事業等は、熊本県が事業主体で実施される関係上、才木地区ほか4地区分の事業費の一部を町から負担してあります。

港湾維持管理事業についても、熊本県が事業主体で実施されており、港湾海岸局部改良事業では田浦港の防波堤工事等、佐敷海岸改良事業では鶴木山地区での消波ブロック設置等、田浦海岸改良事業では小田浦地区にある県排水機場の改修工事が実施され、その事業費の一部を町から負担してあります。また、佐敷港女島埋立地内に町道が整備され、港湾の維持管理及び女島地区の交通の利便性が向上しております。

公営住宅管理事業では、湯南団地の外壁屋根改修工事のほか、各団地の住宅修繕を随時行っており、除草及び樹木剪定作業業務委託により、環境美化も実施してあります。

交通ネットワークの整備では、道路改良工事（宮崎湯治線外2路線）、道路局部改良工事（熊ヶ倉岩尾戸線外7路線）、橋梁改修維持工事（宮浦野添橋外1件）が実施されております。

交通安全施設設置事業等では、ガードレールの設置等（川嶽線外6路線）、道路維持修繕工事（寺川内広瀬線外10路線）、側溝整備工事（烏場線外11路線）、新設舗装工事（川嶽線外15路線）で実施されております。

排水路整備事業では、井牟田1地区、新町地区及び花西地区の家庭排水路整備事業に対し補助金が交付され、快適な生活環境の整備が図られております。

このほか、熊本県に対し、住民から改良等の要望がある県道について事業実施を要望されるとともに、道路改良（芦北坂本線外4路線）などに係る費用の一部を負担されております。

主な質疑を申し上げますと、排水対策事業の小田浦排水機場除塵機設置と港湾維持管理事業の県排水機場改修の内容はとの質疑に対し、東海カーボン裏に町の排水機場と県の排水機場があり、除塵機は町の排水機場に設置し、港湾管理事業では県排水機場ポンプのオーバーホールを行ってあるとの答弁がありました。

次に、町営住宅使用料などの収納状況はどうなっているのかとの質疑に対し、前年度比で住宅使用料の現年分1.13%、過年分が1.82%、駐車場使用料の現年分が2.93%、過年分が2.07%、それぞれアップしているとの答弁がありました。

次に、上下水道課所管分について申し上げます。

一般会計の浄化槽設置費助成事業では、59基の浄化槽設置に対し補助金を交付してあります。また、飲料水供給施設整備事業では、立川第二水道組合、大野本村水道組合及び葛ノ俣方木水道組合に補助金が交付され、衛生的な飲料水の確保が図られております。

主な質疑を申し上げますと、浄化槽補助金の対象は新築だけなのかとの質疑に対し、新築だけでなく、汲み取り、単独浄化槽からの転換も含まれているとの答弁がありました。

次に、簡易水道事業特別会計について申し上げます。

本会計では、芦北町水道ビジョンに基づき、計画的に管の布設や施設の点検整備等を実施してあります。

主な質疑を申し上げますと、漏水修繕等の執行残があるが、漏水工事は入札を行っているのかとの質疑に対し、漏水工事は緊急な対応が必要なため、指定店にローテーションで対応を依頼しており、入札は行っていないとの答弁がありました。

次に、農業集落排水事業特別会計について申し上げます。

本会計では、適切な施設管理と集落排水施設への接続促進に努められ、新規接続が33件あり、水洗化率は77.7%となり、前年度と比較して0.6ポイント向上しております。

主な質疑を申し上げますと、新規接続が増えても、収入が増えなければ収支が合わないのではないのかとの質疑に対し、接続補助金を利用して接続を推進するとともに、経費の削減を図り、適正な運営に努めるとの答弁がありました。

次に、生活排水処理事業特別会計について申し上げます。

本会計では、田浦地区及び湯南団地の浄化槽維持管理が主体であり、適正な管理に努められ、浄化槽の処理状態及び放流水の水質状況の良好な箇所については、通常2か月ごとの点検を3か月ごとに減らしたことにより、経費が削減されております。

主な質疑を申し上げますと、点検の回数を減らして実施しているが、問題はないのかとの質疑に対し、特に問題はないとの答弁がありました。

次に、水道事業会計について申し上げます。

決算の内容は、営業収益から営業費用を差し引いた営業利益は2,039万6,115円で、さらに営業外収支を加減した経常利益は455万1,756円となっております。また、当年度純利益と前年度からの繰越利益剰余金を合わせた当年度の未処分利益剰余金は783万5,756円であり、剰余金処分計算書のとおり繰越利益剰余金も783万5,756円となっております。

主な質疑を申し上げますと、内部留保資金の残額はいくらあるのかと質疑に対し、建設改良積立金や減債積立金など、合計で2億2,518万6,386円であるとの答弁がありました。

次に、商工観光課所管分について申し上げます。

まず、新たな商品開発事業では、「岬の御塩」を使った商品として、塩アメ、塩アイスははじめ、県内菓子メーカーに委託して塩せんべいなどの商品化に取り組んでおります。

商工業の育成と振興につきましては、プレミアム付き商品券の発行総額を1億円に増額する措置を行うなど、芦北町商工会の事業に対し補助金を交付してあります。

企業誘致対策では、旧白木小学校跡にロックアイスを製造する企業「株式会社アクアピア」を誘致されております。

なお、矢城牧場跡地と女島埋立地に誘致したメガソーラーは、既に運転が開始されており、公有地の有効活用及び地場企業の活用や、建設投資などにより多くの経済効果が得られております。

労政対策事業では、離職を余儀なくされた求職者を対象に、緊急雇用創出基金事業を活用し15人の雇用が確保されております。

観光振興対策としては、九州新幹線及び南九州西回り自動車道利用者や県内外からの誘客を図るため、御立岬公園や海浜総合公園、観光うたせ船など、本町主要観光資源のPRを継続して行われています。

また、8年目の「芦北伽哩街道」は定着したイベントとなっており、観光客から

は好評を博しています。

なお、平成25年度の観光入り込み客数16万4,757人は、御立岬公園などの利用客減に伴い、前年度と比較して6万4,441人、3.8ポイントの減少となっております。

主な質疑を申し上げますと、御立岬海水浴場でのバーベキューを禁止したが、反応はどうだったかとの質疑に対し、飲酒事故防止のため禁止したものであり、治安等を含め、海水浴場の雰囲気良くなったなどの声を聞いているとの答弁がありました。また、御立岬公園の製塩施設使用により、泉源の温泉利用に影響はないのかとの質疑に対し、泉源の湧出量は毎分90ℓ程度、製塩施設での使用料は日量200～600ℓであり、温泉運営への影響はないとの答弁がありました。

次に、町有温泉事業特別会計について申し上げます。

温泉施設は町内外に類似施設が存在するため、経営は厳しい状況が続いておりますが、湯浦温泉センター改修や湯浦温泉観光センター温泉井戸掘削工事により、施設の充実が図られるとともに、設備等の修繕などにより入浴環境が改善され、利用環境の向上が図られております。

なお、町有温泉4施設の入浴客数21万2,140人は、湯浦温泉センター改修工事等の影響により、前年度と比較して4万5,350人、17.6ポイントの減少となっております。

主な質疑を申し上げますと、湯浦温泉観光センター井戸掘削費が水温の関係で増額となっているが、内容はどうなっているのかとの質疑に対し、ボーリングの深さは250mの計画を402mに変更、水温は250m地点で32.9℃、402m地点で34.8℃、工事費は当初1,677万9,000円を996万5,270円増額し、2,674万4,270円になっているとの答弁がありました。

次に、農業委員会事務局所管分について申し上げます。

農業委員会では、耕作放棄地対策として利用状況調査を行い、農地パトロールを含めた現地調査も実施されております。また、農業経営基盤強化促進事業により、農地の所有権移転及び利用権設定を行い、農地の有効利用と農業生産法人等への農地集積が図られております。

農地和解介入事業では、6件の相談があり、地元農業委員の立会いにより、全て解決されております。

主な質疑を申し上げますと、農地転用は申請してから許可まで、どれくらいかかるのかとの質疑に対し、農地法第4条及び第5条は県知事許可であり、毎月10日まで申請されると、農業委員会総会を経て、翌月の20日頃、県の諮問会議で審議の上、決定される。よって、約40日で許可されるとの答弁がありました。

次に、農林水産課所管分について申し上げます。

農業振興費の水田農業対策では、生産調整の目標を達成したほか、農作業受託能力の強化を図るため、地域営農組織等にコンバインなど機械導入を支援されております。

果樹振興対策では、くまもと稼げる園芸産地育成対策事業により、デコポンハウス内の循環扇や剪定枝粉碎機が導入されております。また、国の産地再生関連施設緊急整備事業により、JAあしきたのゼリー加工場整備を支援し、生産・加工・流通等を複合的に行う6次産業化を結局的に推進されております。

花き・野菜振興対策では、新規就農者支援として、ミニトマトハウス1棟及び野菜ハウス4棟が設置されるとともに、高齢で小規模な生産者の出荷促進を目的としたシルバー農業施設化設置事業により、単棟パイプハウス2棟が設置されております。

畜産振興対策では、家畜伝染病予防対策をはじめ、あしきた牛のブランド化を促進するための芦北産素牛や繁殖牛の購入費助成及び畜産ヘルパー事業が実施されております。

農地・農道・農業用水等の保全管理事業では、農地の利用促進、耕作放棄地の抑制及び解消を目的に、農地の受け手及び出し手に対して交付金が交付され、農地流動化の推進が図られております。事業の実績は利用権設定89件の約34ha、所有権移転19件の約6.4haとなっております。

また、中山間地域等直接支払交付金事業（35集落429ha）と、農地・水保全管理支払事業（3地区45.61ha）を継続して実施され、農地の保全管理及び農地の持つ多面的機能の維持が図られております。

人・農地プラン推進事業では、集落・地域が抱える「人と農地の問題解決」のため、鶴木山地区の人・農地プランが作成され、田浦、大野、米田の3地区においてはプランを更新されております。

また、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を目的に交付される青年就農交付金は、9件の12人に交付されております。

そのほか鳥獣被害対策として、防護柵の設置や狩猟免許取得に対する補助金が交付されております。

また、企業参入による地域担い手支援のため、緊急雇用創出基金を活用し、委託先の1社において6人を雇用されております。

なお、芦北町農・林・水まちづくり支援事業では、そばの加工販売及び交流を図る事業などに4団体が取り組んでおられます。

農業基盤の整備として、広域農道整備事業では除草やトンネルの電球取替え等維

持管理を行い、通行の安全確保に努められております。

また、中山間地域総合整備事業では、大川内用水路実施設計や古石ほ場整備外6件の工事及び委託業務に対する事業費の一部を熊本県に負担されております。

災害復旧事業では、平成25年8月の梅雨前線豪雨により発生した農地等災害5件が3月までに完了しております。

また、平成24年災害繰越分は、農地31件、農業用施設20件を6月までに完了しております。なお、農業用施設災害復旧事業では、平成25年災害10件、平成24年災害繰越分11件が完了しております。

農業基盤促進事業では、水田の汎用化を図り、流動化につなげるため、水田地下水制御システムを芦北工区、八幡工区、豊岡工区に導入されております。

県営芦北地区排水対策特別事業は、熊本県が事業主体で実施される関係上、事業費の一部を町から負担してあります。平成25年度では、排水機場の舗装工事が実施され、平成26年度に事業完了の予定となっております。

林業振興費では、森を育てる間伐利用促進事業により、優良な間伐材の流通促進と価格安定を図るため、出荷量実績710m³に対し補助金が交付されております。また、林業、木材産業の活性化と定住促進を目的に、町産材を使用した木造住宅建設（新築28件、増築3件、改築2件）に対し補助金が交付されております。

間伐等促進事業では、健全な森林の育成を図るため、切捨間伐などの26.75haに対し補助金が交付されております。

林道維持管理事業では、林道国見（一）線外2路線の修繕が実施されております。また、単町林道舗装事業では、宇土線外20路線の整備に補助を行い、2,655mのコンクリート舗装が実施され、作業道機能の充実と車両通行の安全確保が図られております。

災害復旧事業では、平成24年度からの繰越事業として、林道東部線ほか5路線が平成25年7月までに完了しております。

水産業振興費では、漁業協同組合合併支援事業により、債務超過解消及び新漁協体制整備に必要な費用に助成され、さまざまな努力の結果、平成26年4月に芦北町漁業協同組合が発足しております。

また、漁獲量の減少を改善するために、ヒラメ、ガザミ、マダイ及びクルマエビ稚魚等の放流事業が継続して実施されております。

なお、芦北漁協では新たな特産品開発として、クマモト・オイスターに加え、マガキの養殖試験にも取り組まれておりますが、夏場の高水温などにより、クマモト・オイスターは稚貝がほとんど死滅しており、その対策を含め課題が残っております。

そのほか町内中学生によるうたせ船の体験学習が行われ、地域漁業への理解が深められております。

漁港整備事業では、牛の水漁港整備に伴い、臨港道路及び用地護岸が整備され、埋立工事が完了しております。

また、海浦漁港既存施設の機能診断調査や田浦漁港の浮き桟橋修繕及び牛の水漁港に消波ブロックが設置され、漁港の安全性や機能回復が図られております。

主な質疑を申し上げますと、農業関係では中山間地域等直接支払制度等でどのような取組が行われているのかとの質疑に対し、農道、水路の維持補修及び鳥獣被害対策等が多い。事例として、泥目地区ではワイヤーメッシュ柵で対象農地を囲っている。また、湯東地区では山の神の祠を新築し、祭りを復活させているとの答弁がありました。

林業関係では、人工林を生かす作業道整備のため、単町の補助事業をつくる必要があるのではないかと質疑に対し、単町で作業道の舗装や新設・改良などに補助事業を創設しているとの答弁がありました。

水産業関係では、乱獲や温暖化などにより、漁獲量が少なく、漁協の運営が厳しくなっているが、どのような支援策があるのかとの質疑に対し、漁民が高齢化する中で漁獲高の向上は見込めず、従来の運営方法では漁協経営は行き詰まると考えている。漁獲物の取扱手数料のみに頼らない多角化が必要であり、加工所や直売所の構想は、この点から発想したものであるとの答弁がありました。

以上、当委員会に付託されました認定第1号、平成25年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について及び認定第4号、芦北町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてほか3つの特別会計の決算認定については、予算決議の趣旨と目的にしたがって適正な事業が実施されたものと判断し、全会一致をもって認定すべきものと決しました。

また、議案第46号、平成25年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、予算決議の趣旨と目的にしたがって適正な事業が実施されたものと判断し、全会一致をもって利益の処分は可決すべきもの、併せて決算は認定すべきものと決しました。

以上で、建設経済常任委員長報告を終わります。

○議長（寺本修一君） 最後に、前田文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（前田徹一君） 皆さん、おはようございます。

文教厚生常任委員長報告を申し上げます。

本定例会初日、9月8日に当委員会に付託されました認定第1号、平成25年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定及び認定第2号、平成25年度芦北町国民健康

保険事業特別会計歳入歳出決算の認定ほか3件の特別会計の決算の認定について、全委員出席のもと、9月8日、10日及び11日に審査を行いました。

審査に当たりましては、成果説明書及び資料に基づき、執行部から説明を受け、予算が適正かつ効率的に執行されたかに着目し、慎重に審査しましたので、その結果を報告いたします。

まず、住民生活課に係る決算について報告いたします。

一般会計と国民健康保険事業特別会計ほか2件の特別会計を併せて御報告申し上げます。

一般会計につきましては、施策の大綱は「人にやさしい快適なまちづくり」であります。保健衛生対策では、健康センターを拠点として、母子保健、歯科保健、各種予防接種、健康増進、精神保健、健康づくり啓発事業等の各種保健事業を推進されております。

予防接種事業では、子どものインフルエンザ予防対策として、助成対象者年齢を18歳まで引き上げるとともに、自己負担を無料化されています。

環境対策事業では、防疫対策、ごみ処理対策、不法投棄対策、地球温暖化対策、生活環境対策、水俣病対策、狂犬病予防対策事業が実施されております。狂犬病予防対策事業では、飼い主の理解と協力により、接種率が87.82%まで伸びております。

主な質疑として、住宅用太陽光発電システム設置費補助件数の推移についての質疑に対し、平成21年度が20件、22年度が33件、23年度が63件、24年度が61件、25年度が49件との答弁がありました。

また、水俣病相談窓口業務でどのような相談があったのかとの質疑に対し、はり・きゅうの施術に対する提出物が主で、込み入った相談はあっていないとの答弁がありました。

次に、国民健康保険事業特別会計事業勘定については、少子高齢化や保険税負担能力の低い所得者層の増加、さらには疾病構造の変化や医療技術の高度化等に伴い、国民健康保険財政はますます厳しさを増している中、被保険者の健康管理と疾病の早期発見・早期治療を目指した人間ドックの助成が行われています。また、パンフレットの配布等による啓発活動を行い、医療費の適正化に取り組まれています。

次に、直診勘定については、吉尾温泉診療所は吉尾地区におけるへき地診療所として重要な役割を担っております。常勤医師の確保が極めて厳しい中、へき地医療支援機構等の支援を受け、派遣医師による診療が行われています。週3日の診療体制に移行され、当面の診療が継続されています。

主な質疑として、医師の体制についての質疑に対し、平成25年度は球磨郡公立多良木病院、熊本整形外科病院、熊本大学医学部附属病院、松本医院の先生にお願いしていたとの答弁がありました。

介護保険事業特別会計については、第5期介護保険事業計画2年目として、支援の必要な方に対する適切な保険給付や介護予防等に資する地域支援事業を行うとともに、要支援、要介護状態とならないよう、閉じこもり予防事業、筋力向上トレーニング事業等を積極的に展開されています。

地域包括支援センターでは、介護予防ケアマネジメントの作成、地域ネットワーク構築に努められています。

主な質疑として、グループホームの入所待機者はいないのかという質疑に対し、10ユニット、90人の収容規模となっており、待機者はいない状態であると聞いているとの答弁がありました。

また、第1号被保険者数は、前年度に対し増えているが、要介護・要支援認定者数は減っている。その要因はとの質疑に対し、介護予防事業で行われている転倒骨折予防事業等の取組の成果が考えられるとの答弁がありました。

次に、後期高齢者医療事業特別会計については、後期高齢者医療広域連合が保険者として、被保険者の認定や保険料率の決定、医療給付などの制度運営を行う一方、町は申請や相談などの窓口業務、保険料徴収等に努められております。

被保険者の疾病の予防及び早期発見、早期治療に資するため、後期高齢者健診を実施されています。また、後期高齢者医療人間ドック健診補助も実施されています。

次に、福祉課に係る決算について報告いたします。

福祉事業につきましては、総合計画に掲げる基本目標の「人にやさしい快適なまちづくり」を目指し、社会福祉、障害者福祉、児童及び父子・母子福祉、保育所、高齢者福祉の各種事業に積極的に取り組み、住民福祉の向上に努められております。

新規事業として、障害者福祉事業では、障害福祉シンポジウム事業、障害者自動車運転免許・改造助成事業に取り組まれています。また、児童及び父子・母子福祉事業では、県の安心子ども基金を活用し、保育の担い手である保育士の確保のため、保育士等の処遇改善に取り組まれています。

主な質疑として、食の自立支援事業の内容についての質疑に対し、調理することが難しい高齢者に対し、1日1食、週3回提供しているとの答弁がありました。

また、放課後児童健全育成事業の保護者負担についての質疑に対し、1人当たり月額4,000円で、事業費が保護者負担を引いた残りに対し補助金を支出してい

るとの答弁がありました。

障害者住宅改造助成事業の不用額についての質疑に対し、住宅改造の事業費総額が見込額より安く整備できたためとの答弁がありました。

次に、教育課に係る決算についての報告をいたします。

学校教育では、将来を担う子どもたちに徳育を根底に知育・体育を総和した基礎・基本の修得による学力向上及び生命の尊重と公共心の向上並びに我が国と郷土及び国際社会に貢献できる人材の育成を図ることを目標に掲げ、諸々の事業が実施されています。

主な事業として、児童生徒の安全・安心を確保するために、佐敷中学校校舎外壁改修工事、防犯カメラ設置工事、教育環境整備のための佐敷小学校外部の木製格子保護塗装工事、湯浦中学校プール改修工事などの学校施設維持管理事業などが実施されています。

また、各小中学校に特別支援教育支援員を12人派遣し、きめ細かな指導を行うとともに、不登校対策支援員を3人配置し、支援を必要とする児童生徒の対応に当たられています。新しい取組として、中学生を対象に、漢字能力検定の受験料補助、全小中学校でのフッ化物洗口に取り組まれています。

主な質疑として、就学援助費は生活保護法が改正された影響は出ていないのかという質疑に対し、準要保護のことと思うが、今のところ影響はないとの答弁がありました。

次に、奨学金貸付事業特別会計については、大学生36名、高校生2名に対し貸付けが行われており、町内の優秀な学徒で経済的理由による就学困難者への便宜が図られています。なお、大学生については、平成24年度から月額3万円を5万円に限度額を増額させたことにより、貸付者が増加しています。

主な質疑として、過年度分への対応はどのように行ったのかという質疑に対し、滞納のあるところは連帯保証人に連絡し、納入を促しているとの答弁がありました。また、奨学金の金利はどのくらいかとの質疑に対し、金利はゼロであるとの答弁がありました。

次に、生涯学習課では、「魅力的な地域づくり」及び「豊かな心づくり」並びに教育立町の理念であります「温故創新」を実現するため、生涯学習、文化振興、スポーツ振興事業の推進が図られております。

生涯学習の充実では、水俣・芦北人権教育研究大会を開催し、部落差別、人権問題等に対する講演会、分科会を実施し、意識高揚を図られています。また、熊本県社会教育研究大会及び熊本県公民館大会を水俣で実施し、県内から約700名が参加し、社会教育における現状と課題について研修が行われています。

文化振興におきましては、新規事業として「佐敷東の城跡」航空レーザー観測を実施されています。

体育振興では、新たに7地域体育協会による町民体育祭の開催や、温泉プール20周年記念事業としてロンドンオリンピック銀メダリストの松田丈志選手、久世コーチを招き、講演会や実技指導を実施されています。

星野富弘美術館では、原画に代わる「ジークレー」による詩画を購入されています。また、運営協議会を設置し、専門委員会と併せ、専門的立場と地元関係者から意見をいただき、運営企画等について協議されています。

主な質疑として、生き生き大学の受講生の中で田浦地区が少ない理由は何との質疑に対し、老人クラブを通しての申込みではなく、個人申込みであったためとの答弁がありました。

また、不用額説明の中で、社会教育センター、生涯学習センター、各体育施設の理由が、光熱水費等の執行残ということだったが、利用者が減ったのかという質疑に対し、社会教育センターは天井照明をLEDに変更したため、生涯学習センターは白木地区生涯学習センターに企業が進出したため、各体育館施設ではスカイドームの空調利用のイベントが少なかったためとの答弁がありました。

以上、当委員会に付託されました認定第1号、平成25年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定及び認定第2号、平成25年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定ほか3件の特別会計の決算の認定については、予算決議の趣旨と目的にしたがって、適正な事業が実施されたものと判断し、全会一致をもって認定すべきものと決しました。

次に、条例の審査結果を申し上げます。

議案第51号、芦北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、児童福祉法第34条の16第1項の規定により、子ども・子育て支援新制度の施行に係る家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について、条例で定めることとされたことから、今回新たに制定するものであり、新制度においては従来の認可保育所の枠組みに加え、保育者の居宅等で保育を実施する家庭的保育事業、定員を6人以上19人以下で保育を実施する小規模保育事業、事業所内で保育を実施する事業所内保育事業、児童の居宅で保育を実施する居宅訪問型保育事業の4つの累計につき、新たに市町村の認可事業として事業累計が設けられているとの説明がありました。

主な質疑として、芦北町では家庭的保育事業等の実施の可能性があるのかとの質疑に対し、家庭的保育事業等は原則0歳から2歳児を対象とする事業であり、本来は都市部での該当年齢等に最も多い待機児童の解消を目的としたものです。しかし

ながら、少人数での保育の提供を可能とするものであることから、児童数の減少が進む地域では将来的な需要があるものと思われるとの答弁がありました。

また、条例制定により、現在と何が変わるのかとの質疑に対し、今後、入所児童数が20人を切る施設が出てくるとも予想されることと、少人数の家庭的保育施設の保育を受けたいという保護者ニーズなどへの対応ができるようになるとの答弁がありました。

以上、質疑終了後は討論もなく、議案第51号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第52号、芦北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、新制度において教育・保育施設及び地域型保育事業が、国からの給付による財政支援の対象となるためには、市町村が対象施設・対象事業者となるか確認することとなり、この確認制度における運営基準については、子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の規定により条例で定めるものとされたことから、制定するものと説明がありました。

主な質疑として、保育所への入所手続きはどうなるのかとの質疑に対し、保育所入所を申し込む前に、保育の必要性の認定を受ける必要があります。これまでは保育所の利用については、児童の保育に欠けるところがある場合は保育所入所申込みを提出することで利用が開始されていました。新制度開始に伴い、これからはまず保育の必要性の認定を受け、その後、保育所入所を申し込むことになるとの答弁がありました。

また、新制度では、保育料はどうなるのかとの質疑に対し、現行の負担水準や保護者の所得に応じ、今後、国が定める基準額を上限として町が地域の実情に応じて定めることになる。なお、新制度ではこれまでの年齢区分に加え、新たに保育標準時間と保育短時間の2つの区分がそれぞれ追加設定され、利用者の保育を必要とする事由に基づいて設定されるものと答弁がありました。

以上、質疑終了後は討論もなく、議案第52号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第53号、芦北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、児童福祉法第34条の8の2第1項の規定により、子ども・子育て支援制度の施行に係る放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に関し、条例で定めることとされたことから、制定するものと説明がありました。

主な質疑として、放課後児童健全育成事業は現在何か所実施されているのか、また利用児童数は何人かとの質疑に対し、放課後児童健全育成事業として実施してい

るのは1か所で21人、町の単独事業で2か所、16人と10人の合計47人との答弁がありました。

以上、質疑終了後は討論もなく、議案第53号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果報告を終わります。

○議長（寺本修一君）　ここでしばらく休憩します。11時15分から再開します。

-----○-----

休憩　午前11時04分

再開　午前11時14分

-----○-----

○議長（寺本修一君）　休憩前に引き続き会議を再開します。

委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を一括して行います。なお、条例の制定に係る質疑は後ほど願います。質疑ありませんか。川尻君。

○12番（川尻成美君）　2点ほどお伺いいたします。

まず、総務常任委員長報告の中でですね、税務に関する報告がありました。委員長報告の3ページに質疑がなされておりますが、この成果報告を見てみますと、成果報告の19ページなんですけれども、たいへん税収も伸びて、徴収率も良くなっております。そういう中でですね、鋭意努力をされたということで書いてあります。たいへん税の徴収においては、なかなかこの未収入につきましては、徴収につき努力をされておった結果という成果が出ておりますが、具体的にどういう取組がなされたのかということを委員長、1点ですね。そして、その中で不能欠損はもうしょうがない理由でここに述べてありますけれども、今後、景気が上向けば税収は伸びてくるんですけれども、なかなか破産宣告とか増える見込みもあるのではなかろうかなというふうに思いますが、その点の議論は、質疑等はなかったのかであります。

そして、文教厚生常任委員長に質疑をいたしますが、報告の3ページに質疑がございました。福祉課のほうでですね、放課後児童健全育成事業の保育者負担についての質疑に対して、1人当たり4,000円と、事業所から保護者の負担がありますが、その具体的にどういう内容で、事業所は何業者であるのかというのがお教えいただければというふうに思います。また、来年から完全民営化で、委員長、当事者でございますので、言いにくい面もあるかと思いますが、学童保育の面で、今後はやっぱり多くの保護者が望んでいるという、低学年においてはですね、その点

の議論はなかったのかよろしく願いいたします。

○議長（寺本修一君） はじめに、草野総務常任委員長。

○総務常任委員長（草野安道君） 川尻議員の質問にお答えします。

まず、税務の徴収率アップということでございますけれども、これは2人1組において、夜間にやっぱり出て行って徴収をしたり、ここに書いてあります県職員と同行して徴収に当たったということで、私たち委員会としまして、努力の跡が見受けられるということも、お褒めの言葉もありました。

それから、不能欠損の件ですが、これについては破産宣告をやられたということで、もう私たち自体も会社が存在しないということでここに書いておりますけれども、そういう状況で、やはり委員会としまして、そういう状況なら仕方がないんじゃないかという結果、話合いの上、一致して了解したわけでございます。以上です。

○議長（寺本修一君） 次に、前田文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（前田徹一君） 川尻議員の質問にお答えします。

現在実施している施設は、育児園すくすくと、あと町の単独事業で田浦の八幡荘、16名、あと私立の淳光育児園が10名となっております。今後はこの新しい条例改正の件と思うんですけれども、現在、就学1年から3年までとなっているのが、今度の改正によりまして6年生までという幅が広がって、少しは伸びるかなというふうなこともあるらしいんですけれども、小学4年生ぐらいからいろんな部活関係が入ってきますので、あまり変化がないんじゃないかということでございました。

そして、また新たに民営化されたときにどうかという質問ですけれども、今のところはそういう質問等もございませんでした。

○議長（寺本修一君） ほかに質疑はありませんか。坂本君。

○2番（坂本 登君） 総務常任委員長報告に対して質疑を行います。

4回の婚活イベントが行われ、成果としては結婚が2組、交際に発展されたかたが3、4組というふうに報告がありました。これは1年で4回なのか、それとも今までなのか。それと、参加された人数はどのくらいだったのか。取組としては非常にいい取組だと思います、この人口減が地方の大問題となっていることからしても、大いに取り組んでいただきたいと思います、その中身を少し詳しく教えてください。

それと、固定資産税の見直しは3年に1度、見直しを行っているということですが、この見直しは土地の評価額に連動しているのか、どういう説明が、見直しの基準ですね、土地評価が上がれば高くなる、安くなれば安くなる、どういうものか

ちょっと教えてください。

それと、町交際費の特産品が162万7,816円、全体の56.28%、半分以上が特産品ということで、やっぱりこれは言い方を代えれば手土産という形になると思うんですが、これの支出先とか、そういう詳細な説明はありましたか。

以上、総務委員長に、あと建設常任委員長に1点だけお聞きをいたします。

1ページの真ん中ですね、橋梁の長寿命化のための修繕計画も策定されておりますということなので、これは主なところはどのへんの橋ですかね。そういうのがあれば教えてください。以上です。

○議長（寺本修一君） はじめに、草野総務常任委員長。

○総務常任委員長（草野安道君） 坂本議員の質問にお答えします。

婚活イベントは、現在までが2組で、交際が3、4組となっているのは、現在までのことでございます。

それから、人数は把握しておりません。

それから、固定資産の見直しは、現在の評価額といいますか、それは頭ではありますけれども、やっぱり固定資産の評価委員とも協議し、また3年に1度の評価替えがなされているということで、専門の委員から評価額を聞いて、それを算定していくという状況の話でございました。

それと、交際費の中で、詳細には把握しておりませんが、これは地域の芦北町の特産品ということで、国会議員等においても、やはり芦北町を潤すことになるんじゃないだろうかということで、まあそれに対しては異議ということはございませんでした。

以上で、質問に対する答えになったか分かりませんが、以上で終わります。

○議長（寺本修一君） 次に、元山建設経済常任委員長。

○建設経済常任委員長（元山秀志君） 坂本議員の御質問にお答えいたします。

成果説明書に記載されています、70ページを御覧いただければと思いますが、道路ストック総点検事業の中の橋梁についての長寿命化の修繕計画が策定されておりまして、24年度からの繰越分で104橋、603万7,500円、それから現年分で112橋の修繕計画が策定されております。ちなみに、現年分で630万円となっております。以上です。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） 婚活イベントのところで、把握していないということですが、結婚は2組、交際が3、4組ということで、このときに説明に何名が参加をしてとか、そういう説明がなかったんですか。

○議長（寺本修一君） 草野総務常任委員長。

○総務常任委員長（草野安道君） ここに書いておりますように、何名という人数は、私自体は把握していないんですが、ただこれまでの成果がどうであったかということでの質問がありましたので、ここに書いております結婚が２組、交際が３、４組ということだったと思います。

○議長（寺本修一君） これで質疑を終わります。

これから日程第１、認定第１号から日程第１０、議案第４６号までを順次討論を行い、採決します。

日程第１、認定第１号、平成２５年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから認定第１号、平成２５年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、認定第１号は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第２、認定第２号、平成２５年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから認定第２号、平成２５年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、認定第２号は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第３、認定第３号、平成２５年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから認定第３号、平成２５年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の

認定についてを採決します。

お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、認定第3号は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第4、認定第4号、平成25年度芦北町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから認定第4号、平成25年度芦北町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、認定第4号は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第5、認定第5号、平成25年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから認定第5号、平成25年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、認定第5号は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第6、認定第6号、平成25年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから認定第6号、平成25年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、認定第6号は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第7、認定第7号、平成25年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから認定第7号、平成25年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、認定第7号は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第8、認定第8号、平成25年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから認定第8号、平成25年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、認定第8号は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第9、認定第9号、平成25年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから認定第9号、平成25年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決定する

ことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、認定第9号は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第10、議案第46号、平成25年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第46号、平成25年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決及び認定であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は原案のとおり可決及び認定することに決定しました。

—————○—————

日程第11 議案第51号 芦北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（寺本修一君） 日程第11、議案第51号「芦北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題とします。

審査結果は、先ほど委員長報告のとおりです。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第51号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 1 2 議案第 5 2 号 芦北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（寺本修一君） 日程第 1 2、議案第 5 2 号「芦北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題とします。

審査結果は、先ほど委員長報告のとおりです。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第 5 2 号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 5 2 号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 1 3 議案第 5 3 号 芦北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（寺本修一君） 日程第 1 3、議案第 5 3 号「芦北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題とします。

審査結果は、先ほど委員長報告のとおりです。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第 5 3 号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第14 発議第2号 「農協改革」に関する意見書案について

○議長（寺本修一君） 日程第14、発議第2号「農協改革」に関する意見書案について」を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。元山君。

○9番（元山秀志君） 発議第2号、「農協改革」に関する意見書案につきまして、提案理由を申し述べます。

芦北農業協同組合（JAあしきた）は、請願書の中で請願の趣旨として、これまで県・市町等の行政関係機関と密接に連携しながら、農協改革の目的である地域農業・農村の発展に取り組んできており、今後も当該取組みを継続していく旨を明記されています。

しかしながら、今回の農協改革に関する今後の政府の取りまとめ如何では、JAあしきたがこれまで果たしてきた機能が低下し、行政関係機関と連携して取り組んできた農業政策の推進、担い手の育成、農業の持つ多面的機能の維持等の対応が困難になるなど、地域農業・農村に対して多大な影響が出ることが懸念されます。

よって、今後予定されている農協法の改正など、次期通常国会で審議される農協改革について、地域からの声を発信するため意見書を提出するものです。

議員各位におかれましては、御審議の上、御賛同いただきますようによりしくお願いいたします。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから発議第2号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 15 請願第 2 号 消費税 10%への引き上げ中止を求める意見書提出を求める請願について

○議長（寺本修一君） 日程第 15、請願第 2 号「消費税 10%への引き上げ中止を求める意見書提出を求める請願について」を議題とします。

請願 2 号につきましては、開会後に提出されたものを受理いたしました。その後に開催されました議会運営委員会において、委員会付託する旨の答申がっておりますので、会議規則第 90 条第 1 項の規定により、お手元に配付しております請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

ここで、総務常任委員会協議のため、しばらく休憩します。

—————○—————

休憩 午前 11 時 41 分

再開 午前 11 時 45 分

—————○—————

○議長（寺本修一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————○—————

日程第 16 議員派遣の件

○議長（寺本修一君） 日程第 16「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、地方自治法第 100 条及び会議規則第 125 条の規定により、議席に配付のとおり派遣したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議席に配付のとおり議員派遣することに決定しました。

議員派遣につきましては、やむを得ず、目的先、期間及び派遣議員について変更を生ずる場合には、議長一任で願いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議長一任することに決定しました。

—————○—————

日程第 17 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出

日程第 18 建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出

日程第 19 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出

日程第 20 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申出

○議長（寺本修一君） 日程第 17 から日程第 20 までの各委員会の閉会中の継続調査

の申出を一括議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長からお手元に配付の申出書のとおり提出されております。お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで追加議事日程配付のため、しばらくお待ちください。

〔追加議事日程配付〕

○議長（寺本修一君） 配付漏れはありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 配付漏れなしと認めます。

—————○—————

日程第２１ 総務常任委員会の閉会中の継続審査の申出

○議長（寺本修一君） 日程第２１、総務常任委員会の閉会中の継続審査の申出についてを議題とします。

総務常任委員長からお手元に配付の申出書のとおり提出されました。お諮りします。総務常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、総務常任委員長から申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

これで本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

平成２６年第５回芦北町議会定例会を閉会します。

御苦労でした。

—————○—————

閉会 午前１１時４８分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

芦北町議会議長

署名議員

署名議員